

# 一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

富士河口湖町





## 第1章 基本的事項

### 第1節 計画策定の趣旨

富士河口湖町(以下、「本町」という。)は、平成29年1月に富士河口湖町一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成29年度から令和13年までを計画期間としたうえで、5年度ごとの改訂ほか、諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととしており、令和4年12月に改訂(以下、「前回計画」という。)を行っています。

本町は、豊かな自然環境に恵まれた観光地であり、国内外から多くの観光客が訪れます。近年は、観光客の増加に伴う観光ごみの増加も問題となっています。また、令和7年度より不燃ごみの処理方法に変更が生じたこと、令和8年度より下水道全体計画及び事業計画区域の見直しが予定されていること、令和14年度から富士・東部広域環境事務組合(以下、「組合」という。)における一般廃棄物処理の広域化を進めていることから、前回計画の見直し(以下、「本計画」という。)を行います。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項に基づいて策定するもので、国の計画や指針、山梨県(以下、「県」という。)の計画等と調和を図ります。

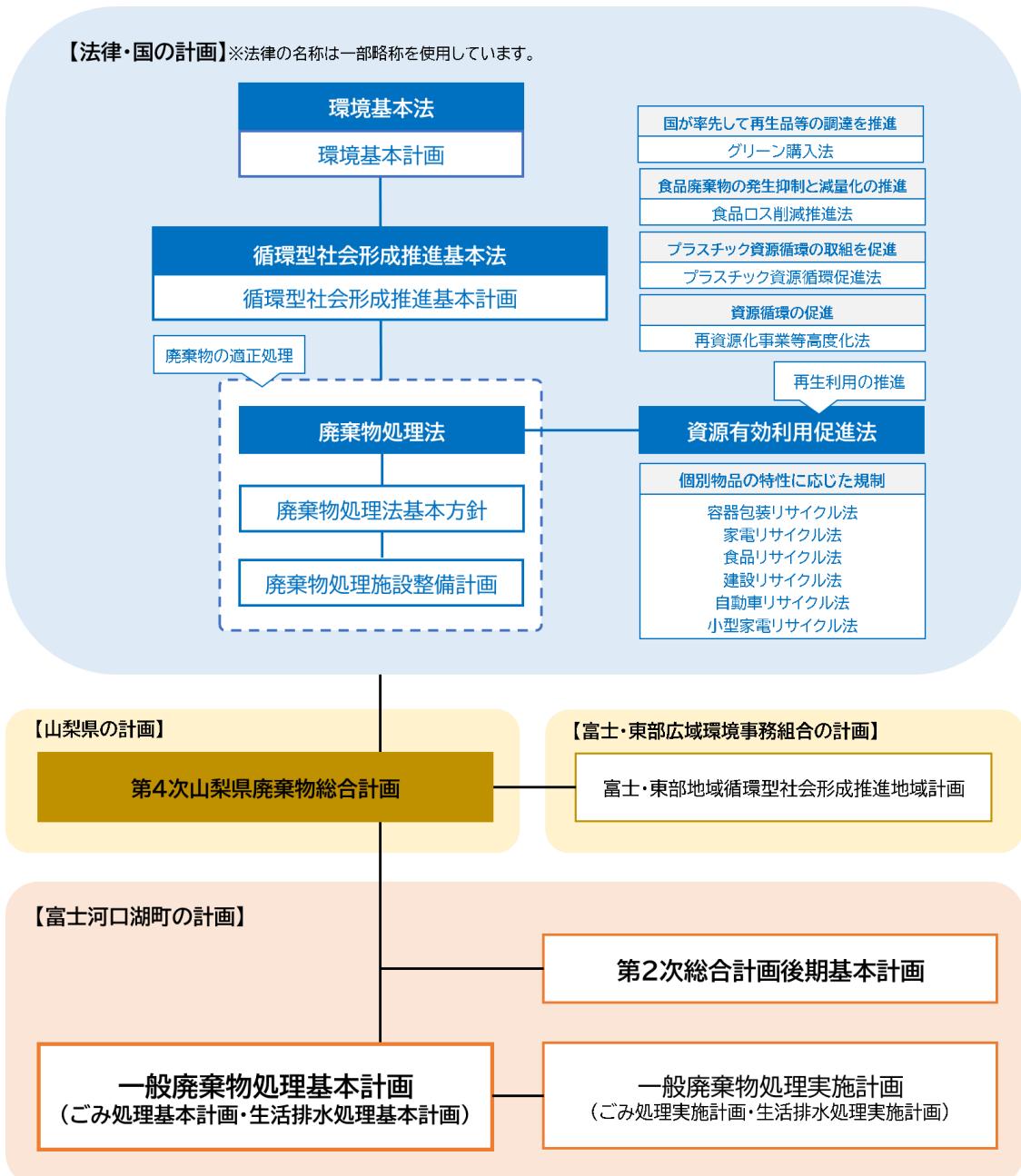


図1-1 計画の位置付け

### 第3節 計画対象地域(区域)

本計画の対象区域は、本町行政区域内全域とします。

### 第4節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、計画区域内で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村に置ける循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省)」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物等や、処理体系が異なる特別管理型一般廃棄物は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

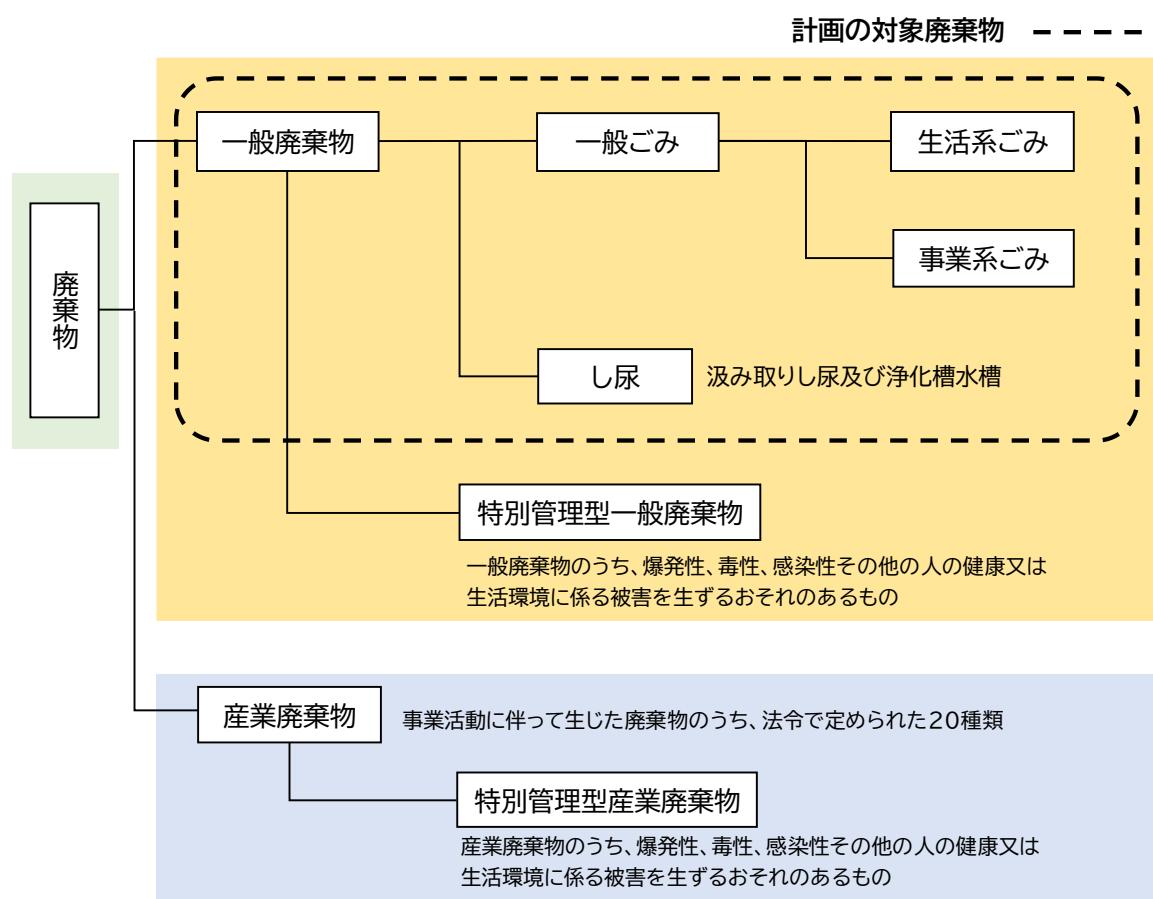


図1-2 計画の対象廃棄物

## 第5節 計画期間及び目標年度

本計画の目標年度は令和14年度とし、併せて、組合の計画である富士・東部地域循環型社会形成推進地域計画(以下、「地域計画」という。)の計画目標年度である令和10年度も考慮することとします。

目 計 画 年 期 間	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2035
	8	9	10	11	12	13	14
	本計画						

図1-3 計画期間及び目標年度

## 第6節 計画の推進

本計画を確実に実施していくために、Plan(計画の策定)、Do(施策の実施)、Check(評価)、Action(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的に管理するものとします。

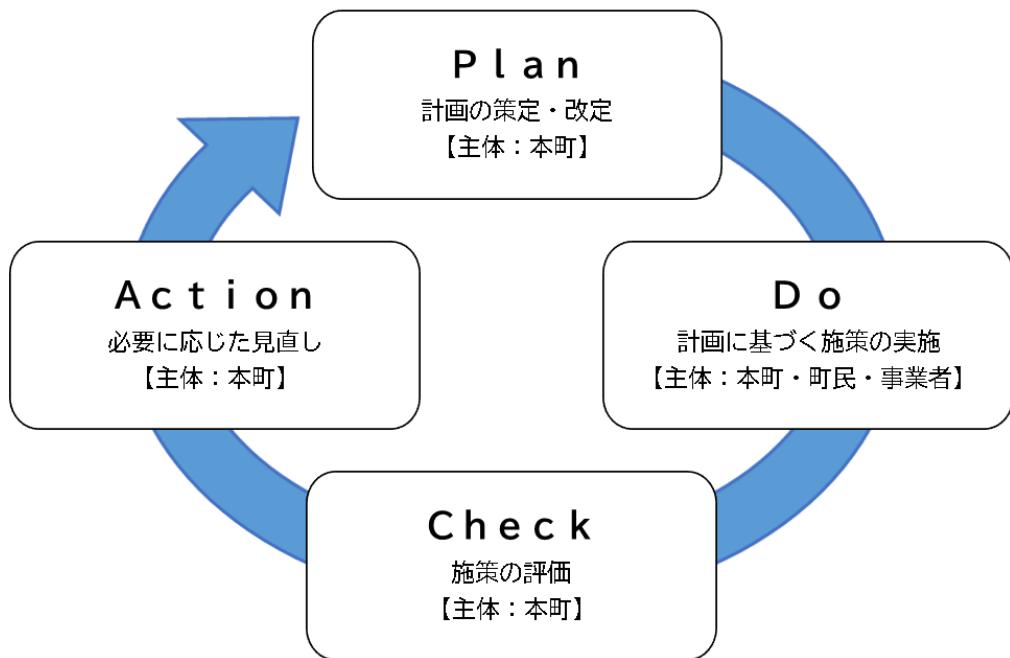


図1-4 計画の推進(PCDAサイクル)

## 第7節 町の概要

### 1. 地勢

本町は、平成15年11月に旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村の3町村が合併して誕生し、その後平成18年3月に旧上九一色村の南部地区(精進、本栖、富士ヶ嶺)が合併して現在の本町の姿となりました。

本町は県の南東部にあり、北は笛吹市、大月市及び甲府市に接し、東から南にかけて、都留市、西桂町、富士吉田市、鳴沢村及び静岡県に接し、西は身延町に接しています。また、世界文化遺産「富士山」の北麓に位置し、青木ヶ原樹海や富士ヶ嶺高原、富士五湖のうち、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の4つの湖を有しています。

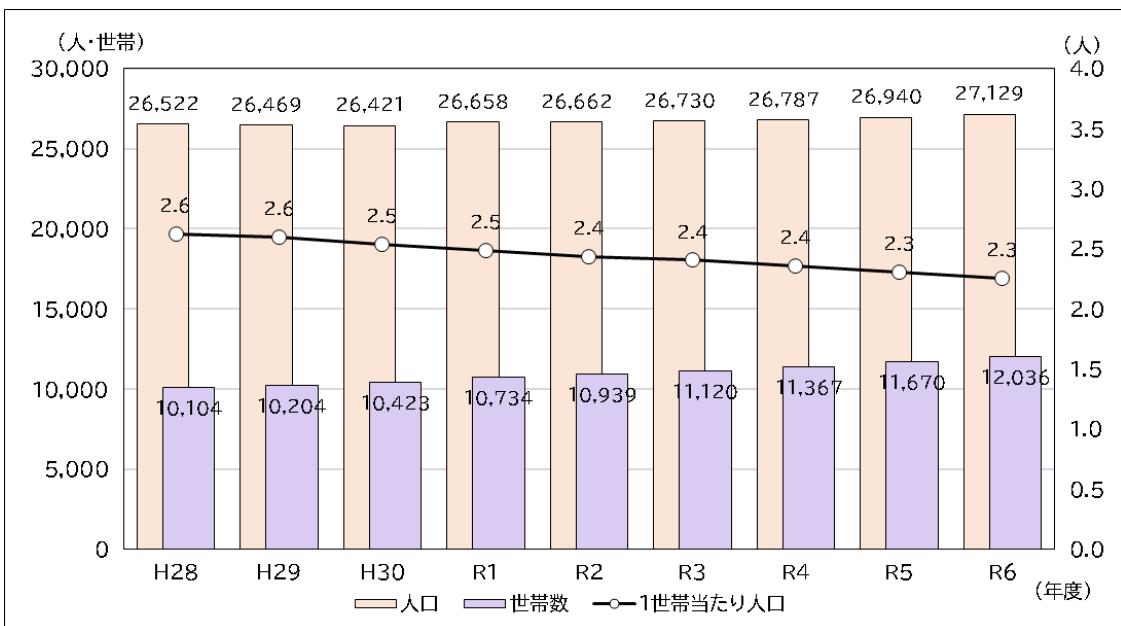
さらに、首都圏100km圏内に位置し、河口湖ICから中央自動車道により首都圏と、東富士五湖道路により東名高速道路方面と連絡し、高速バスや富士急行線の運行など、広域からの交通アクセスも充実しています。



## 2. 人口動態

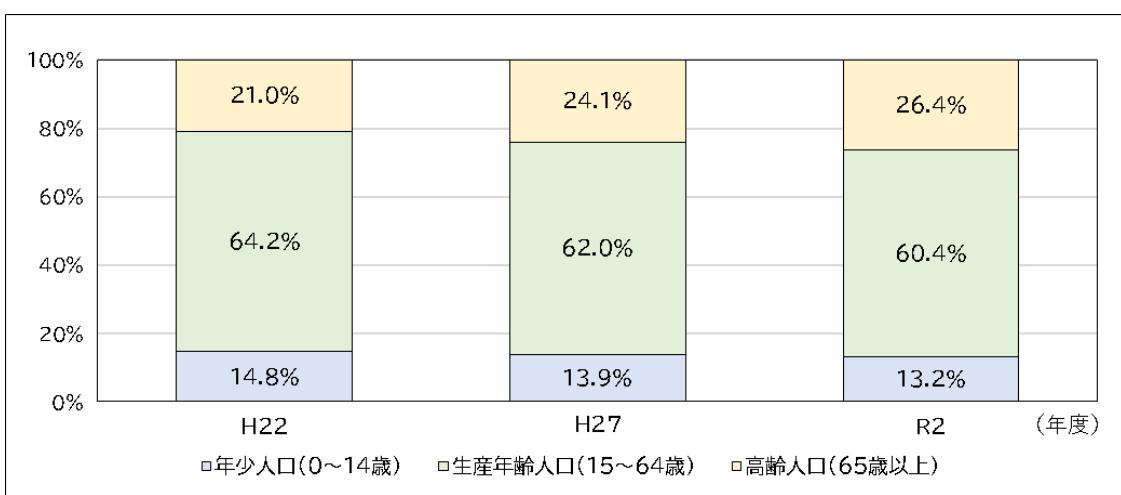
本町の人口及び世帯数は増加傾向にあり、令和6年度の人口は27,129人、世帯数は12,036世帯となっています。一方、1世帯当たり人口は縮小傾向にあり、令和6年度に約2.3人となっています。

また、年少人口及び生産年齢人口は減少している一方、高齢人口は増加しています。



出典:本町ホームページ

図1-6 人口及び世帯数の推移



出典:国勢調査

図1-7 年齢階層別人口の推移

### 3. 産業

産業別事業所数及び従業者数の推移は表1-1のとおりです。

本町は観光関連事業を中心とした第三次産業が基幹産業であることから、事業所数・従業員数ともに第三次産業の割合が高く、中でも「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」の割合が高い状況にあります。

また、近年は第一次産業人口が減少しているのに対して、第二次産業人口及び第三次産業人口は増加傾向にあります。

表1-1 産業別事業所数及び従業者数

産業	活動調査年度	事業所数(件)			従業者数(人)		
		H24	H28	R3	H24	H28	R3
	計	11	10	12	96	82	41
第一次産業 (農林漁業)	農業	6	5	8	26	17	20
	林業	4	4	4	61	56	21
	漁業	1	1	0	9	9	0
	計	274	251	242	3,157	3,269	3,619
第二次産業 (鉱業、採石業、砂利採取業)	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設業	158	141	131	835	749	728
	製造業	116	110	111	2,322	2,520	2,891
	計	1,302	1,272	1,351	9,474	10,316	10,572
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	4	6	8
	情報通信業	5	6	5	46	62	76
	運輸業、郵便業	23	20	22	420	505	340
	卸売業、小売業	323	326	335	2,215	2,424	2,407
	金融業、保険業	19	17	16	156	171	160
	不動産業、物品貯蔵業	64	72	80	277	320	430
	学術研究、専門・技術サービス業	35	31	37	122	108	129
	宿泊業、飲食サービス業	517	482	524	3,775	3,877	4,050
	生活関連サービス業、娯楽業	111	114	113	724	869	759
	教育、学習支援業	40	32	38	350	340	297
	医療、福祉	67	74	79	855	1,025	1,243
	複合サービス事業	8	10	9	42	58	54
	サービス業(他に分類されないもの)	89	87	92	488	551	619
	公務(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0
	総 数 (人)	1,587	1,533	1,605	12,727	13,667	14,232

出典:経済センサス

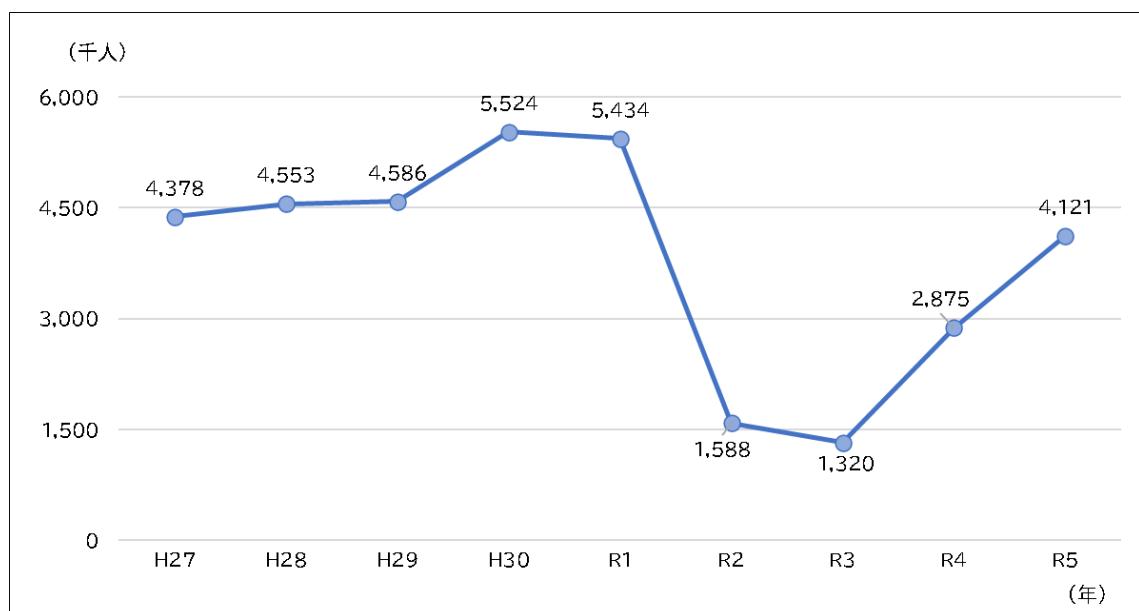
#### 4. 観光

本町は国内外から多くの観光客が訪れる国際観光地です。

本町の年間観光入込客数及び宿泊客数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け令和2年から令和3年に大きく減少しましたが、その後いずれも回復傾向にあり、令和6年においては、コロナ禍前を上回る状況となる見込みです。特に外国人の宿泊者数が増加傾向にあり、インバウンド観光需要の回復・拡大傾向は今後も継続すると考えられます。

また、宿泊施設数は、平成29年に減少したものの以降は増加傾向にあり、特にホテル・旅館に該当しない簡易宿所※の増加割合が大きくなっています。

※簡易宿所：カプセルホテルや民宿、ペンション、キャンプ場のバンガローなど、客室を多人数で共用する宿泊施設を指す。



出典：富士河口湖町観光統計

図1-8 年間延べ観光入込客数の推移

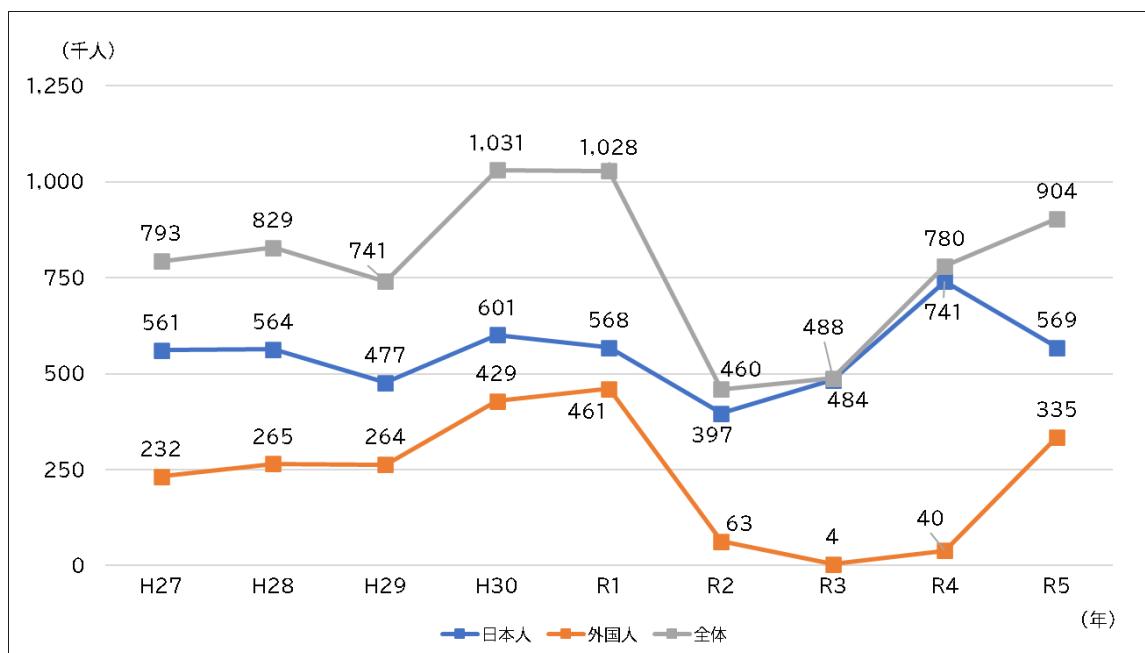
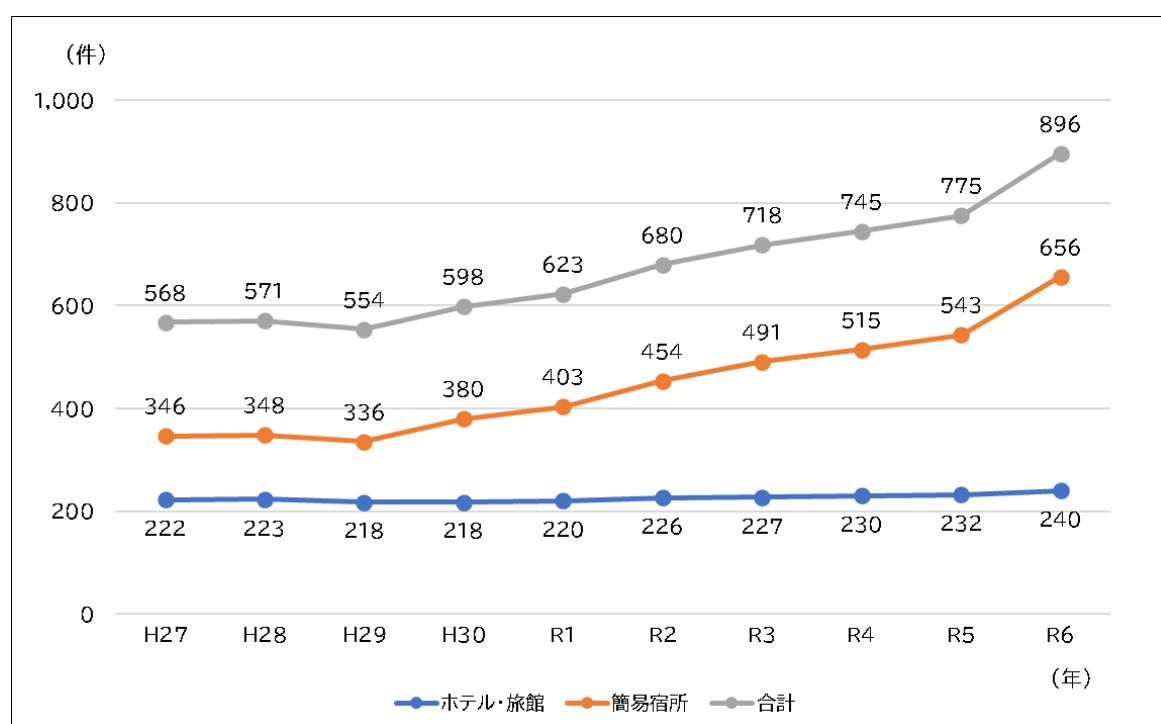


図1-9 年間延べ宿泊客数の推移



出典:山梨県衛生薬務課ホームページ

図1-10 ホテル・旅館及び簡易宿所数の推移

## 5. 公共水域及び水質

### (1) 水域類型の指定状況

本町における主要公共用水域は湖沼で、東から河口湖、西湖、精進湖、本栖湖と並んでいます。これらは本町外の山中湖を含め「富士五湖」と呼ばれており、河口湖、山中湖は一級河川、本栖湖、精進湖、西湖は二級河川に含まれています。

pH、BOD<sup>※1</sup>、COD<sup>※2</sup>等生活環境の保全に関する項目の環境基準は、利用目的に応じて河川6種類(AA, A, B, C, D, E)、湖沼4種類(AA, A, B, C)の水域類型に分類され、本町内の湖沼はAA及びAに指定されています。

※1 BOD:生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand)

微生物が水中の有機物を分解するときに消費される酸素量を示し、主に河川などの水質汚濁指標として使用される。

※2 COD:化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)

水の中に含まれる有機物を酸化剤で分解し、そのときに必要とされる酸素量を示す。湖沼などの停滞水域の指標として使用される。

表1-2 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況

山梨県告示第114号平成23年3月24日

水域名	該当類型	達成期間	指定日	指定機関
河口湖(全域)	湖沼A	イ	S49.4.1	県
西湖(全域)	湖沼A	イ	S49.4.1	県
精進湖(全域)	湖沼A	イ	S49.4.1	県
本栖湖(全域)	湖沼AA	イ	S49.4.1	県

### (2) その他の指定状況

「窒素含有量及び燐含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年5月30日環告27)により、精進湖が窒素について、また、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖が燐について、それぞれ排水基準の適用を受ける水域に指定されています。

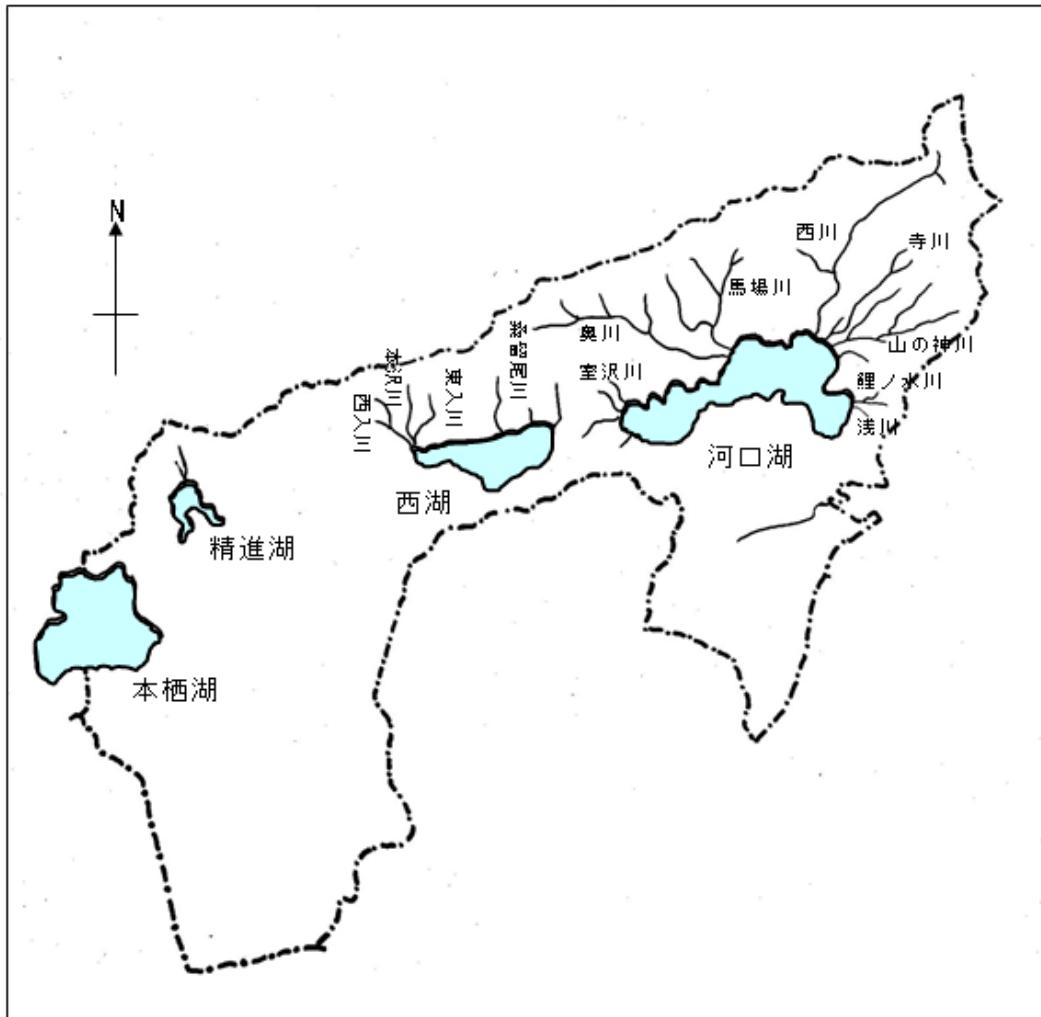


図1-11 本町内の主要公共用水域(湖沼)の位置

### (3)公共用海域の水質

本町の主要公共用海域の水質の推移は以下のとおりです。

生活環境項目(COD)については、表1-3のとおり、令和3年度以降は概ね環境基準を達成しており、令和5年度においては湖沼4地点中3地点で環境基準を達成しています。

これらの海域の水質改善を図ることは、本町及び下流域の生活環境を守るためだけでなく、本町の主要産業である観光産業の大切な資源を守ることでもあります。美しい富士五湖及びその周辺は日本全体の財産であり、国や県と協力しながら、この環境を保全し、本町全体でなお一層の努力をしていくことが求められます。

表1-3 本町内の主要公共用水域における水質(COD)の推移

水 域 名	河口湖		西湖		精進湖		本栖湖	
水 質 測 定 点	河口湖心		西湖心		精進湖心		本栖湖心	
環 境 基 準 値	3mg/L		3mg/L		3mg/L		1mg/L	
	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況	75%値	達成状況
平成26 年度	3.3	×	2.0	○	2.5	○	1.0	○
平成27 年度	2.7	○	1.9	○	2.7	○	0.9	○
平成28 年度	2.7	○	2.4	○	2.8	○	1.0	○
平成29 年度	2.7	○	2.4	○	2.9	○	1.4	×
平成30 年度	3.3	×	2.2	○	3.1	×	1.1	×
令 和 1 年 度	3.1	×	2.2	○	3.4	×	1.2	×
令 和 2 年 度	2.8	○	2.1	○	3.1	×	1.2	×
令 和 3 年 度	2.9	○	2.2	○	2.9	○	0.9	○
令 和 4 年 度	2.8	○	2.5	○	2.8	○	1.0	○
令 和 5 年 度	3.0	○	2.2	○	3.2	×	1.0	○

※75%値とは、全測定数に対して、低い方から75%(12回測定中の9回目)の値を指す。

出典:やまなしの環境2024(令和6年度版)資料編

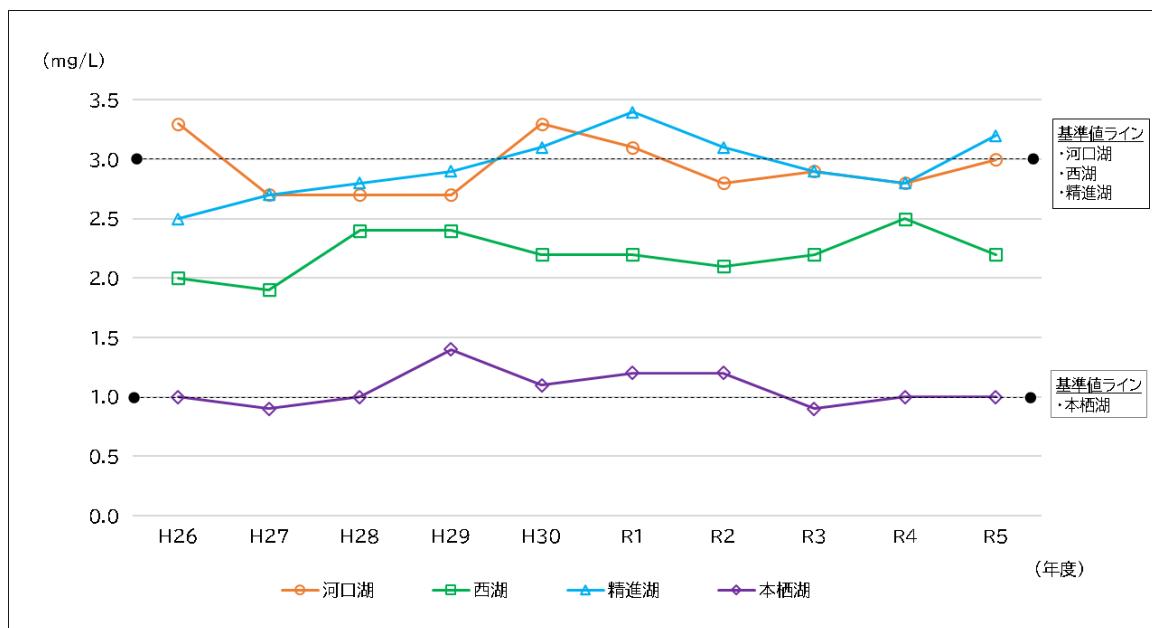


図1-12 本町内の主要公共用水域における水質(COD)の推移

表1-4 生活環境の保全に関する環境基準の達成状況(令和5年度)

水 域 名	河口湖		西 湖	精進湖	本栖湖心
地 点 名	河口湖心	河口湖船津沖	西湖心	精進湖心	本栖湖心
<b>pH</b>					
最小/最大	7.5~8.9	7.6~8.9	7.4~8.9	7.5~8.8	7.2~7.7
m/n	2/12	2/12	4/12	4/12	0/12
<b>DO</b>					
最小/最大	7.7~10	7.7~10	8.0~10	7.7~11	7.6~10
m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
平均値	9.1	9.0	9.4	9.3	9.1
<b>COD</b>					
最小/最大	2.4~3.5	2.5~3.2	1.3~2.4	2.3~3.9	0.5~1.4
m/n	2/12	1/12	0/12	5/12	3/12
平均値	2.9	2.8	2.0	3.0	1.0
<b>SS</b>					
最小/最大	1~3	<1~2	<1~2	<1~3	<1~<1
m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
平均値	2	2	1	2	<1
<b>大腸菌群数</b>					
最小/最大	<1~100	<1~18	<1~2	<1~12	<1~<1
m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
平均値	14	2.6	1.1	3.9	<1

※ m:基準値超過検体数、n:総検体数

出典:やまなしの環境2024(令和6年度版)資料編

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 ごみ処理に関する経緯

本町におけるごみ処理に関する経緯は以下のとおりです。今後も町民・事業者の皆様にご理解ご協力をいただきながら減量・資源化を推進していきます。

表2-1 ごみ処理に関する経緯

年 月	内 容
S48. 3	大和田清掃センター稼働(旧勝山村、旧足和田村、旧上九一色村他) ※青木が原ごみ処理組合(組合立)
S56. 4	河口湖町ごみ焼却処理施設稼働(旧河口湖町) ※可燃ごみ処理
S63. 4	河口湖町粗大ごみ処理施設稼働(旧河口湖町) ※不燃、粗大ごみ処理
H12~	リサイクルセンター、リユースセンターを町内各地区において順次開設
H15. 3	河口湖町ごみ焼却処理施設閉鎖(可燃ごみ処理) 富士吉田市環境美化センターへ事務委託(旧河口湖町)
H15. 11	3町村が合併し、富士河口湖町となる
H15. 11	富士吉田市環境美化センターへ事務委託(旧河口湖町、旧勝山村、旧足和田村)
H15. 11	生ごみ処理機設置費補助事業の施行
H16. 5	富士ヶ嶺バイオセンター設置(旧上九一色村 富士ヶ嶺地区)
H18. 3	旧上九一色村南部が富士河口湖町に編入(旧上九一色村 南部地区)
H18. 10	新町指定ごみ袋制度開始(H19.4~統一)
H24. 4	じん芥処理場内に剪定枝処理機械を導入
H26. 4	衣類、使用済み小型家電の資源収集を開始
H27. 4	粗大ごみを拠点収集方式へ変更
H28. 1	ごみの分別チラシを改正 リサイクルステーションを設置
R5. 10	ごみ分別案内アプリ「さんあ～る」の導入
R6. 9	民間事業者へ不燃ごみ処理を委託
R7. 4	ごみの分別チラシを改正
R7. 5	じん芥処理場不燃物処理施設休止

## 第2節 ごみ処理体制

### 1. 分別区分

本町における分別区分は、表2-2のとおりです。

表2-2 本町のごみの収集区分

ごみの種類	分別区分	回収方法	収集回数	指定袋
可燃ごみ	燃えるごみ	ステーション・直接持込	週2回 <sup>※1</sup>	黄色
不燃ごみ	金属類	ステーション・直接持込 <sup>※2</sup>	月2回	透明
	ガラス類			
	陶磁器類			
資源ごみ	カン	直接持込 拠点収集	—	—
	ビン			
	ペットボトル			
	紙パック			
	発泡トレー			
	蛍光灯・電球			
	乾電池	直接持込 拠点収集 自治会収集	—	—
	段ボール			
	新聞紙及びチラシ			
	雑誌類	直接持込	—	—
	古着			
	モバイルバッテリー			
	小型家電			
粗大ごみ	粗大ごみ	直接持込	—	—
		拠点収集	年2回	—

※1 精進・本栖・富士ヶ嶺地区は週1回

※2 七軒町の一部及び南台地区は拠点収集

表2-3 本町の指定袋販売価格

品目	指定袋販売価格		
可燃ごみ用	15リットル	/	204円 (20枚入)
	30リットル	/	142円 (10枚入)
	45リットル	/	173円 (10枚入)
	70リットル	/	234円 (10枚入)
	90リットル	/	306円 (10枚入)
不燃ごみ用	30リットル	/	142円 (10枚入)
	45リットル	/	173円 (10枚入)
	70リットル	/	234円 (10枚入)

令和元年10月1日より

## 2. 処理フロー

本町のごみ処理フローは図2-1のとおりです。

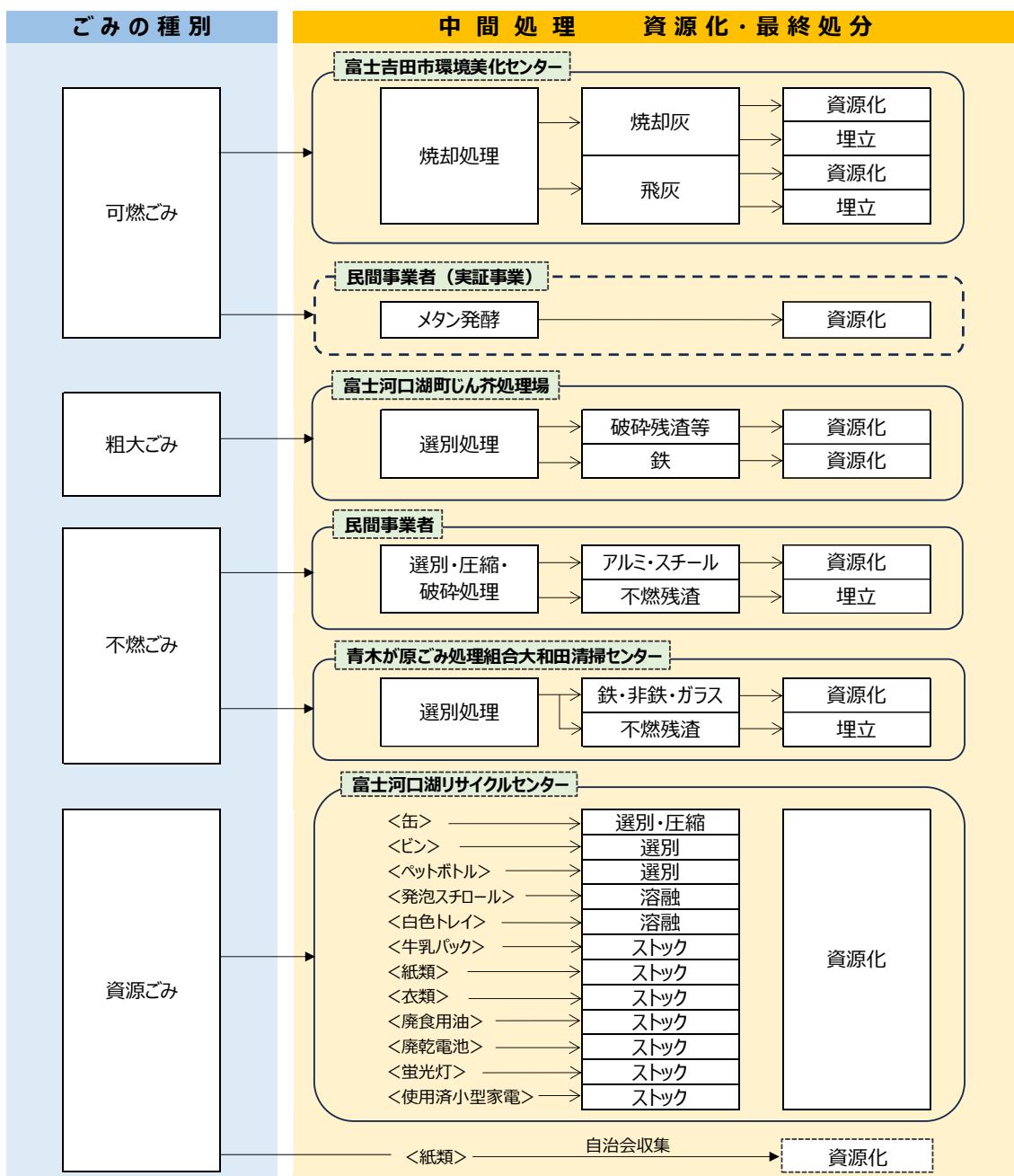


図2-1 ごみ処理フロー

上記のほか、本町ではじん芥処理場内にリユースセンターを設置しています。

リユースセンターでは、リユース(再使用)が可能なものを無料で引き取り、簡単な修理や洗浄を施し欲しい方へ無料(一部有料)で引き渡しています。

### 3. ごみ処理施設の概要

#### (1) 焼却施設

可燃ごみは、富士吉田市環境美化センターごみ焼却施設で焼却処理を行っています。

表2-4 富士吉田市環境美化センターごみ焼却施設の概要

名 称	富士吉田市環境美化センター
所 在 地	富士吉田市小明見三丁目11番32号
処 理 能 力	170t／日(85t／日 × 2炉)
稼 働 時 間	24h／日
焼 却 方 式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)
竣 工 年 月	平成15年3月

#### (2) 粗大ごみ処理施設

粗大ごみは本町の富士河口湖町じん芥処理場で中間処理を行っています。

表2-5 富士河口湖町じん芥処理場の概要

名 称	富士河口湖町じん芥処理場
所 在 地	山梨県南都留郡富士河口湖町河口385
処 理 施 設	粗大ごみ施設
処 理 方 式	選別・保管
竣 工 年 月	昭和63年3月

### (3)不燃ごみ処理施設

河口湖地区(船津・浅川・小立・河口・大石)の不燃ごみは、従来、富士河口湖町じん芥処理場の不燃ごみ処理施設にて中間処理を行っていましたが、令和6年9月以降は民間事業者へ委託し、処理を行っています。

河口湖地区以外の不燃ごみの処理は、青木が原ごみ処理組合の大和田清掃センターにて行っています。

表2-6 青木が原ごみ処理組合 大和田清掃センターの概要

名 称	大和田清掃センター
事 業 主 体	青木が原ごみ処理組合 組合の構成:富士河口湖町(旧勝山村、旧足和田村、旧上九一色村のうち大字精進、本栖及び富士ヶ嶺の区域)、鳴沢村
所 在 地	山梨県南都留郡富士河口湖町精進514
処 理 施 設	不燃物処理施設
処 理 能 力	自動プレス機 20t/日
処 理 方 法	破袋・破碎・自動プレス・手動プレス
竣 工 年 月	昭和48年3月

#### (4)資源化施設

資源ごみは、富士河口湖町じん芥処理場、町内各地のリサイクルボックス・リサイクルステーション及び町内5か所に設置しているリサイクルセンターにて受け入れており、富士河口湖町リサイクルセンターに集約して資源化を行っています。

リサイクルセンターは、ごみの分別に関するこやリサイクルの推進について地域住民の皆さんにより関心を持ってもらうなど、リサイクルと環境学習の場を兼ね備えた施設としても運用しています。

表2-7 リサイクルセンターで受け入れ可能な資源ごみ

設置場所 \ 収集品目	カン	ビン	ペットボトル	ペットボトルキャップ	発泡スチロール	食品トレー	牛乳パック	ダンボール	衣類	廃食用油	廃乾電池	廃蛍光灯	※小型家電	新聞	雑誌	スプレー缶
富士河口湖町リサイクルセンター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小立リサイクルセンター	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
勝山リサイクルセンター	○	○	○	○	○	○	○	▲		○	○	○	○	▲	▲	○
大石リサイクルセンター	○	○	○	○	○	○	○	▲		○	○	○	○	▲	▲	○
足和田リサイクルセンター	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
じん芥処理場			○	○			○	○			○	○	○	○	○	

※設置されている箱に入る大きさの物のみ収集可能。それ以上の物は、富士河口湖町リサイクルセンターへ

▲:自治会による回収

表2-8 リサイクルステーションで受け入れ可能な資源ごみ

設置場所 \ 収集品目	カン	ビン	ペットボトル	ペットボトルキャップ	※発泡スチロール	食品トレー	牛乳パック	ダンボール	衣類	廃食用油	廃乾電池	廃蛍光灯	※小型家電	新聞	雑誌	スプレー缶
船津	湖南町公民館	○	○					○			○	○		○	○	○
	富士見町二丁目公民館	○	○	○	○	○	○	○			○	○				○
	船津小学校西校門前	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○			○
小立	旧八町屋駐在所跡地	○	○	○			○									
	フォレストモール北東	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○
	簡易郵便局前	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○
河口	河口小学校東駐車場	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○
勝山	勝山ふれあいセンター駐車場	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○				○
大嵐	大嵐出張所裏	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○

※設置されている箱に入る大きさの物のみ収集可能。それ以上の物は、富士河口湖町リサイクルセンターへ

表2-9 リサイクルボックスで受け入れ可能な資源ごみ

設置場所 \ 収集品目		カン	ピン	ペットボトル	ペットボトルキャップ	※発泡スチロール	食品トレー	牛乳パック	ダンボール	衣類	廃食用油	廃乾電池	廃蛍光灯	※小型家電	新聞	雑誌	スプレー缶
船津	富士河口湖町リサイクルセンター前	○	○	○		○	○					○					
	旧河口湖町役場前	○	○	○		○	○										
	高尾町公民館前	○	○	○		○	○										
	西恋路分譲地区湖南町公園内	○	○	○	○	○	○										
小立	乳ヶ崎公民館前	○	○	○		○	○										
	久保公園	○	○	○	○	○	○										
	林公民館	○	○	○	○	○	○										
	旧八町屋駐在所跡地	○	○	○		○	○										
	西公園	○	○	○		○	○										
	西区公民館(西村)			○		○	○										
浅川	浅川公民館前	○	○	○		○	○										
河口	河口自由広場前	○	○	○	○	○	○										

※設置されている箱に入る大きさの物のみ収集可能。それ以上の物は、富士河口湖町リサイクルセンターへ

## (5)最終処分場

中間処理後の残さは、広域処理施設(最終処分場)であるかいのくにエコパーク及び民間の最終処分場において埋立処分を行っています。

表2-10 かいのくにエコパークの概要

名 称	かいのくにエコパーク
施 設 分 類	管理型一般廃棄物最終処分場
事 業 主 体	山梨県市町村総合事務組合
整 備 ・ 運 営 管 理 主 体	公益財団法人 山梨県環境整備事業団
所 在 地	山梨県笛吹市境川町寺尾地内
埋 立 規 模	面積 28,570m <sup>2</sup> 容量 302,000m <sup>3</sup> (約36.7万トン)
埋 立 品 目	焼却残渣(焼却灰、飛灰)、不燃性残さ
事 業 期 間	平成30年12月1日から20年間

### 第3節 ごみ排出量等の推移

#### 1. ごみの排出量推移

本町のごみの排出量の推移は以下のとおりです。

近年、生活系ごみは減少傾向にあるものの、事業系ごみは大きく増加しています。

また、生活系ごみと事業系ごみいずれも、可燃ごみが占める割合が大きい状況にあります。

表2-11 ごみ排出量の推移

年度 (t)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系	6,694	6,802	6,646	6,656	6,548	6,627	6,310	6,315	6,268	6,074
可燃ごみ	5,450	5,496	5,360	5,329	5,212	5,242	5,065	5,094	5,024	4,931
不燃ごみ	455	478	437	484	482	643	452	437	450	297
粗大ごみ	560	624	632	633	682	583	631	603	609	652
資源ごみ	229	204	217	210	172	159	162	181	185	194
事業系	6,304	6,228	6,303	6,708	6,829	4,724	5,194	5,878	6,597	7,002
可燃ごみ	5,935	5,918	5,997	6,361	6,481	4,368	4,850	5,572	6,264	6,504
不燃ごみ	291	234	229	269	272	314	268	257	274	455
粗大ごみ	10	16	15	17	21	12	26	14	21	7
資源ごみ	68	60	62	61	55	30	50	35	38	36
ごみ排出量	12,998	13,030	12,949	13,364	13,377	11,351	11,504	12,193	12,865	13,076
集団回収量	433	407	376	357	349	340	333	333	347	318
総ごみ排出量	13,431	13,437	13,325	13,721	13,726	11,691	11,837	12,526	13,212	13,394

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査

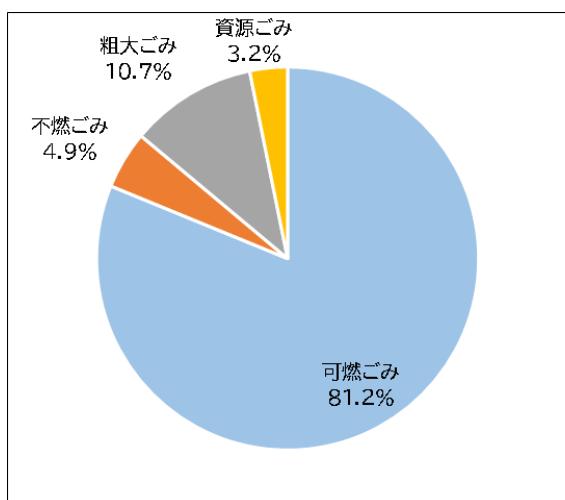


図2-2 生活系ごみ排出量(令和6年度)

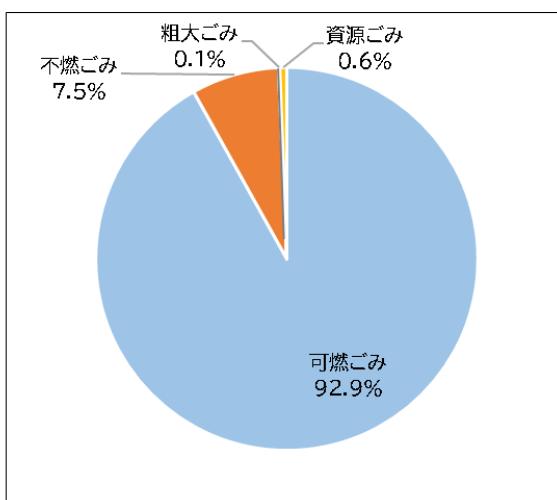


図2-3 事業系ごみ排出量(令和6年度)

## 2. 可燃ごみの組成(富士吉田市環境美化センター)

本町の可燃ごみの処理は富士吉田市に委託しています。富士吉田環境美化センターでは年に4回、可燃ごみの性状調査を行っており、その調査結果を表2-12、図2-4に示します。

表2-12 可燃ごみの組成分析

分析項目		単位	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
三成分	水 分	%	49.7	44.7	43.7	45.0	46.5	51.4	46.9	46.6	39.6	43.4
	灰 分	%	6.2	8.1	13.0	6.3	8.3	6.1	5.5	5.0	7.6	6.2
	可燃分	%	44.1	47.2	43.4	48.8	45.2	42.6	47.6	48.5	52.8	50.4
物理的組成(湿ベース)	紙 類	%	33.6	36.4	32.5	42.4	32.7	34.2	35.7	41.8	36.0	38.9
	布 類	%	2.4	6.5	8.1	2.9	4.3	5.3	3.6	11.2	12.3	16.2
	草木類	%	4.5	7.0	4.8	8.8	10.3	14.7	8.0	13.7	4.5	6.9
	プラスチック類	%	33.0	21.9	24.0	25.1	26.4	25.0	30.6	20.5	31.5	25.2
	ゴム類	%	0.6	1.1	0.0	0.0	0.2	0.4	1.0	1.0	0.5	0.0
	厨芥類	%	20.2	14.9	14.0	15.5	15.9	12.1	14.4	6.4	4.9	4.4
	金属類	%	2.1	1.6	0.9	1.0	2.2	0.8	1.4	1.1	4.2	2.0
	ガラス類	%	0.1	0.4	0.5	0.1	0.1	1.6	0.0	0.0	0.1	0.1
	セトモノ類	%	0.1	0.2	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.1	0.4
	砂石類	%	0.3	0.4	10.4	0.2	2.5	0.8	1.5	0.3	0.8	0.2
その他		%	3.1	9.8	4.9	4.0	5.4	4.2	3.8	4.1	5.3	5.9

出典:町資料

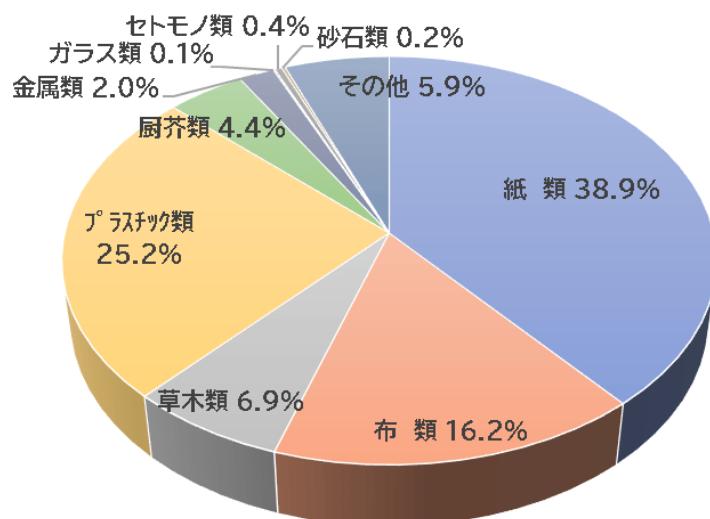


図2-4 可燃ごみの組成(令和6年度)

### 3. ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は表2-13のとおりです。令和6年度の1人当たりの処理経費は23,384円、1t当たりの処理経費は48,514円と、近年増加傾向となっています。

表2-13 ごみ処理経費 (千円)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
処理及び維持管理費	人件費	21,635	23,783	20,288	19,578	19,687	20,121	20,335	17,851	19,108	18,861
	処理費	1,856	2,100	2,140	2,039	2,039	2,114	2,315	2,307	2,446	3,197
	収集運搬費	4,983	11,268	8,846	14,419	15,464	13,784	19,885	13,014	24,305	8,022
	中間処理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分費	6,839	13,368	10,986	16,458	17,503	15,898	22,200	15,321	26,751	11,219
	小計	479,258	458,361	447,734	468,961	467,619	468,950	522,538	581,299	634,371	
	車両等購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託費	45,269	45,453	45,777	45,828	46,117	47,202	47,158	46,776	51,116	51,178
	収集運搬費	315,718	322,145	322,829	326,057	329,246	334,604	303,321	349,159	379,231	427,843
	中間処理費	20,672	17,002	15,449	26,654	4,756	3,099	2,838	2,587	2,866	3,464
	最終処分費	15,637	2,548	2,760	2,991	1,947	1,157	1,927	1,835	2,198	2,604
	その他	397,296	387,148	386,815	401,530	382,066	386,062	355,244	400,357	435,411	485,089
	小計	14,503	13,161	14,614	16,647	38,271	38,613	42,919	71,890	80,475	94,291
	組合分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査研究費	38,985	20,901	15,031	14,748	10,092	8,256	11,684	17,119	19,554	24,911
	その他	479,258	458,361	447,734	468,961	467,619	468,950	522,538	581,299	634,371	
	合計	18,050	17,282	16,915	17,750	17,541	17,589	16,924	19,507	21,578	23,384
	1人当たり処理経費	37,533	35,177	34,577	35,091	34,957	34,957	39,324	42,856	45,185	48,514
	1t当たり処理経費	479,258	458,361	447,734	468,961	467,619	468,950	522,538	581,299	634,371	

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査及び本町資料

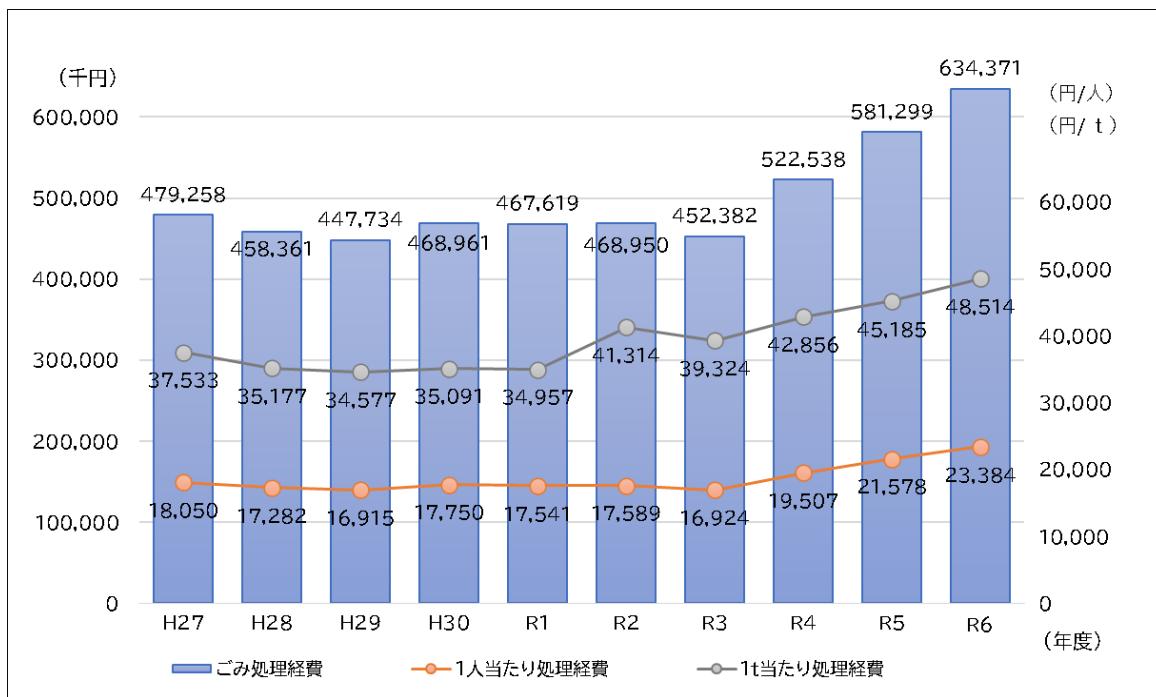


図2-5 ごみ処理経費と1人当たり処理経費、1t当たり処理経費の推移

## 第4節 前回計画の達成状況

### 1. 前回計画の目標

前回計画における減量化等の目標は、表2-14のとおりです。

なお、事業系ごみについては、本町の特性である観光によるごみ量が多く、これらのごみの資源化は比較的困難であることから、事業系ごみの資源化は極力進めることとし、改訂時点では削減目標は令和10年度のみの設定となっています。

表2-14 前回計画の目標

項目		基準年度 H24	中間目標 R10	目標 R14
ごみ排出量 (g/人・日)	H24比	—	7%削減	5%削減
	原単位	1,310.8	1,218.5	1,248.5
生活系ごみ排出量 (g/人・日)	H24比	—	11%削減	10%削減
	原単位	704.7	630.4	632.8
生活系ごみ排出量 (資源除く) (g/人・日)	H24比	—	12%削減	12%削減
	原単位	685.5	603.4	605.8
事業系ごみ排出量 (g/人・日)	H24比	—	3%削減	—
	原単位	606.1	588.1	—
資源化率 (%)	目標	9.5	27.2	26.5
最終処分量 (t/年)	量	947	1,438	1,369

## 2. 前回計画目標に対する進捗状況

### (1)ごみ排出量

ごみ排出量は令和元年以前では微増傾向にあり、令和2年度に一時顕著に減少したもの、以降は増加傾向にあります。

このままの状態で推移する場合、ごみ排出量の目標達成は困難です。

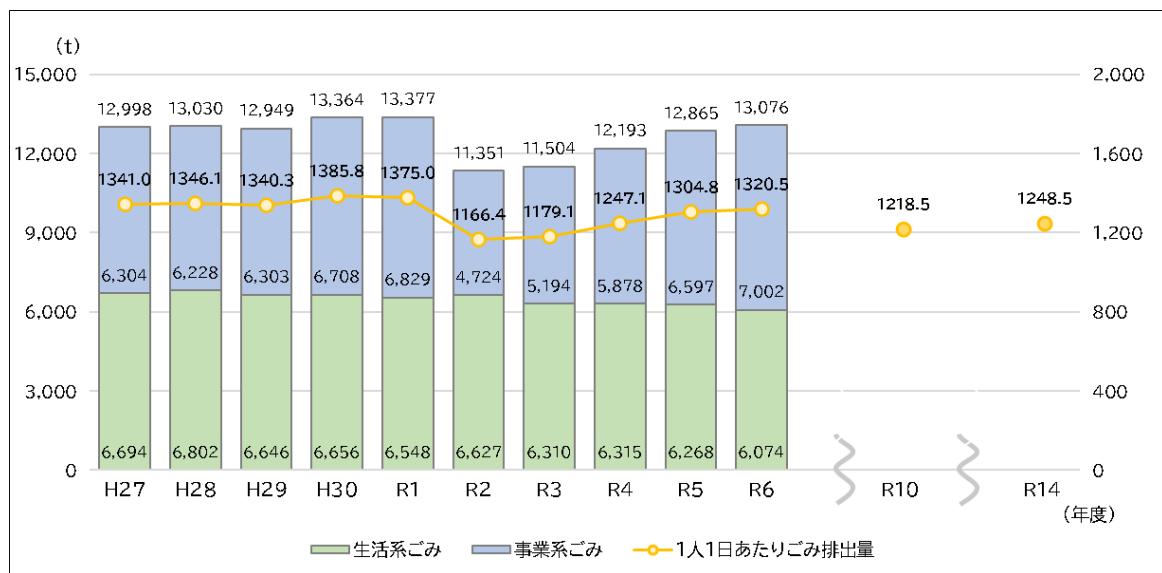


図2-6 ごみ排出量と1人1日当たりごみ排出量の推移

## (2)1人1日当たり生活系ごみ及び事業系ごみの排出量

生活系ごみ排出量は、令和2年度まではほぼ横ばい傾向にあったものの、以降は減少傾向にあり、令和6年度における1人1日当たり排出量実績は中間目標及び目標を達成している状況です。

事業系ごみ排出量は令和2年度に一時激減していますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大による観光業への影響が表れたものと考えられ、その後のインバウンド需要の回復等に伴って近年増加しているとみられます。1人1日当たり排出量は、令和6年度時点でコロナ禍以前の水準を上回り過去10年間で最も多くなっており、現状では目標達成は困難です。

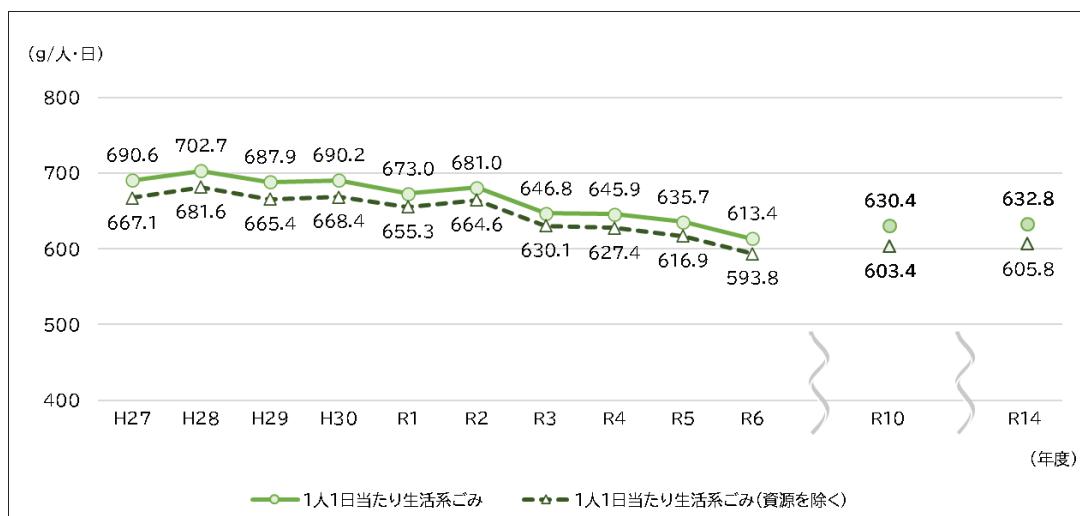


図2-7 1人1日当たり生活系ごみ排出量



図2-8 1人1日当たり事業系ごみ排出量

### (3)資源化率

資源化率は、基準年である平成24年度実績9.5%よりは増加して推移しているものの、令和6年度時点で中間目標及び目標には届いておらず、現状では目標達成は困難です。

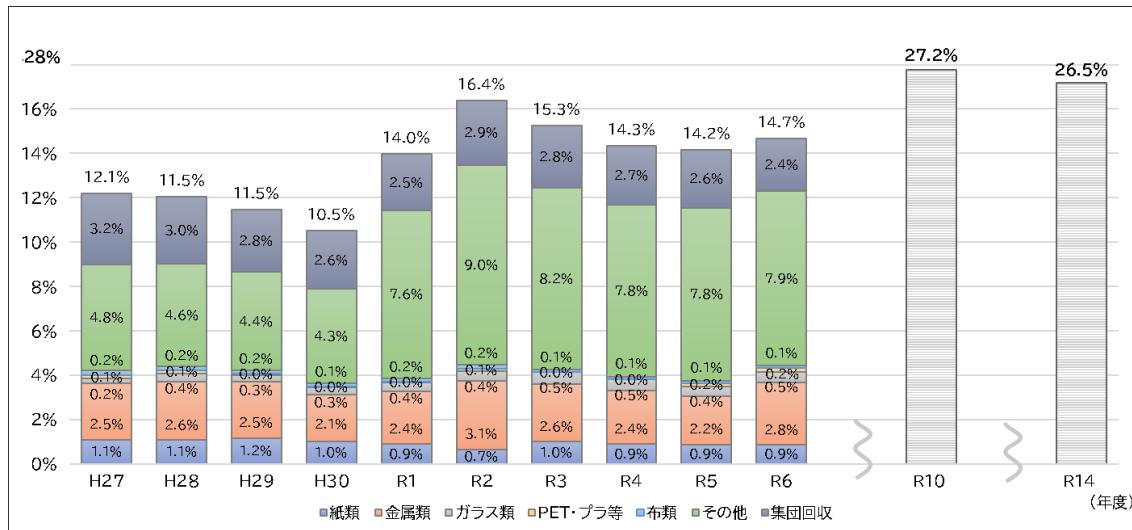


図2-9 資源化率の推移

### (4)最終処分量

最終処分量は、令和6年度実績は中間目標数値を達成していますが、増減を繰り返しながら推移していることから、今後の進捗について注視する必要があります。

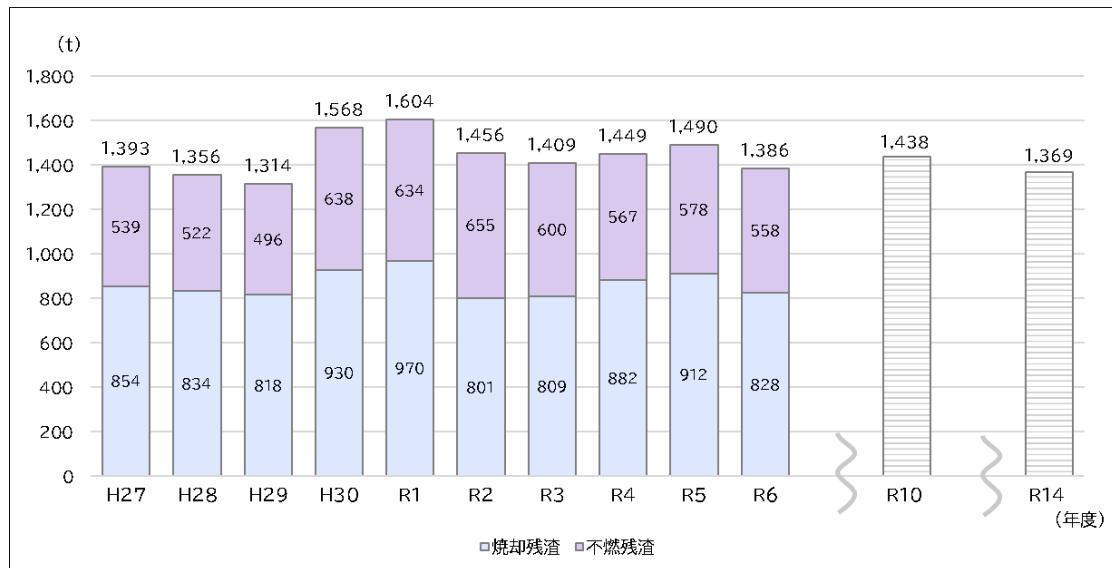


図2-10 最終処分量の推移

## (5)目標に対する進捗状況

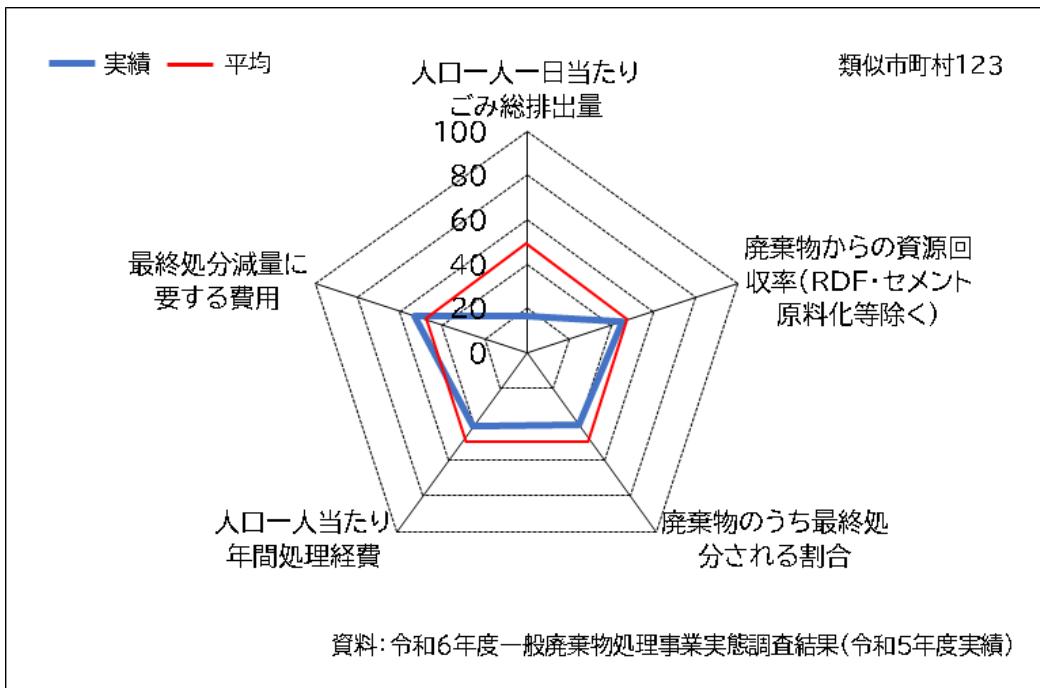
生活系ごみは目標に対して順調に推移しているものの、事業系ごみが近年増加しており、全体的なごみ減量には至っていません。資源化率は、基準年度からは増加して推移しているものの、現状では目標達成は困難です。最終処分量については達成可能性があるものの、今後の進捗を注視していく必要があります。

表2-15 目標に対する進捗状況

項目		基準年度 H24	実績 R6	中間目標 R10	目標 R14
ごみ排出量 (g/人・日)	H24比	—	0.7%増	7%削減	5%削減
	原単位	1,310.8	1,320.5	1,218.5	1,248.5
生活系ごみ排出量 (g/人・日)	H24比	—	13%減	11%削減	10%削減
	原単位	704.7	613.4	630.4	632.8
生活系ごみ排出量(資源除く) (g/人・日)	H24比	—	13%減	12%削減	12%削減
	原単位	685.5	593.8	603.4	605.8
事業系ごみ排出量 (g/人・日)	H24比	—	17%増	3%削減	—
	原単位	606.1	707.1	588.1	—
資源化率 (%)	目標	9.5	14.7	27.2	26.5
最終処分量 (t/年)	量	947	1,386	1,438	1,369

### 3. ごみ処理システム評価(環境省ツール)

本町のごみ処理システムについて、類似市町村との比較による評価を行いました。比較に当たっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いています。



類型都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	V	20,000人以上
			II次・III次人口比80%以上、III次人口比55%以上

#### «指標の算出方法»

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 366 ÷ 計画収集人口 × 10 <sup>3</sup>	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

図2-11 ごみ処理システム分析結果

#### 4. 県内市町村との比較

山梨県全体の令和5年度における1人1日当たりごみ排出量は926gとなっています。  
本町は1,340gと、県平均より414g多い状況にあります。  
ごみ排出量のうち、1人1日当たり生活系ごみ排出量は県平均に近い値となっていますが、1人1日当たり事業系ごみ排出量は観光産業に由来するごみの影響もあり県平均と比較すると大きく上回っており、令和5年度においては県内2番目に多い状況です。

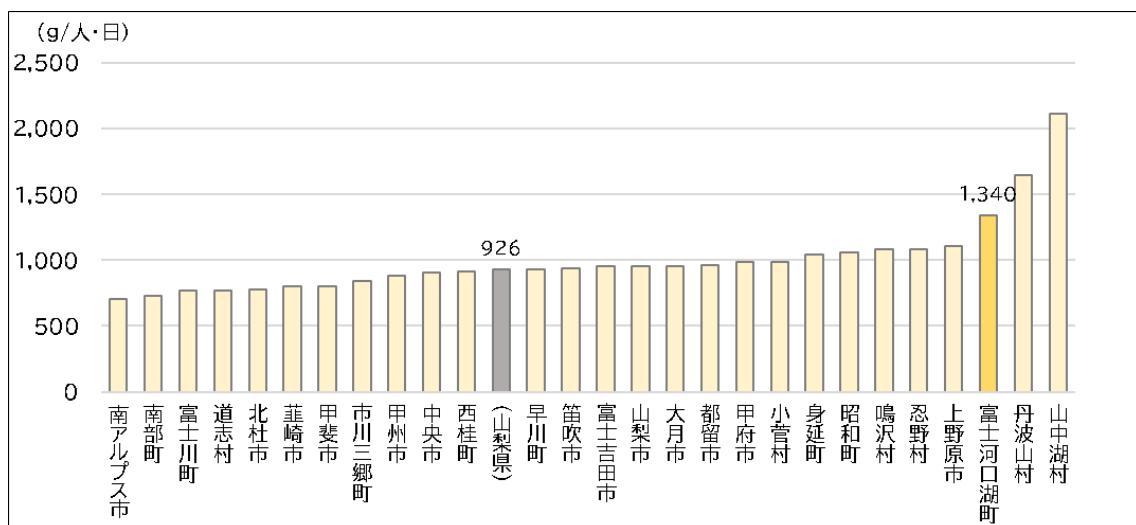


図2-12 1人1日当たりごみ排出量の市町村比較

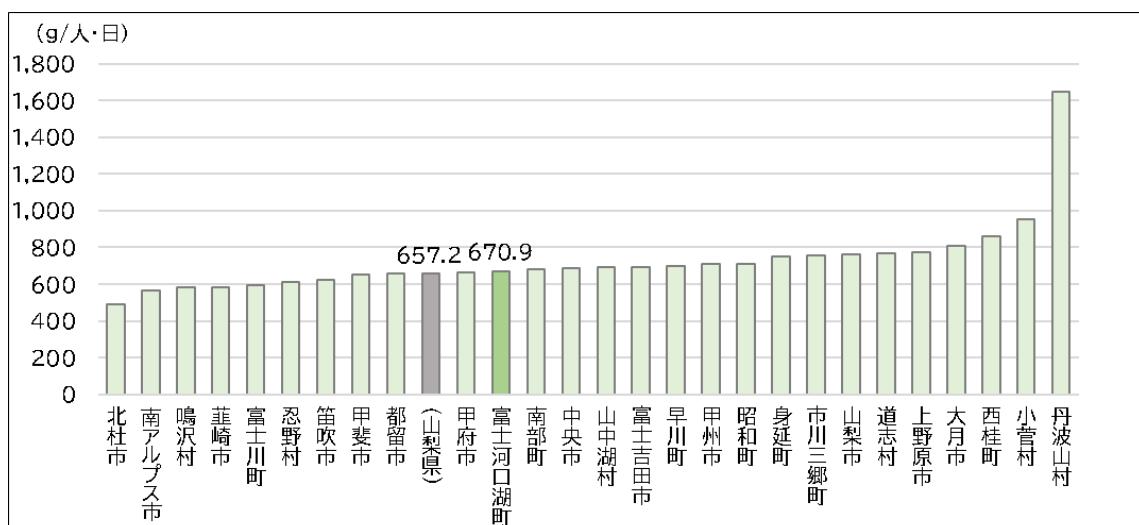


図2-13 1人1日当たり生活系ごみ排出量の市町村比較

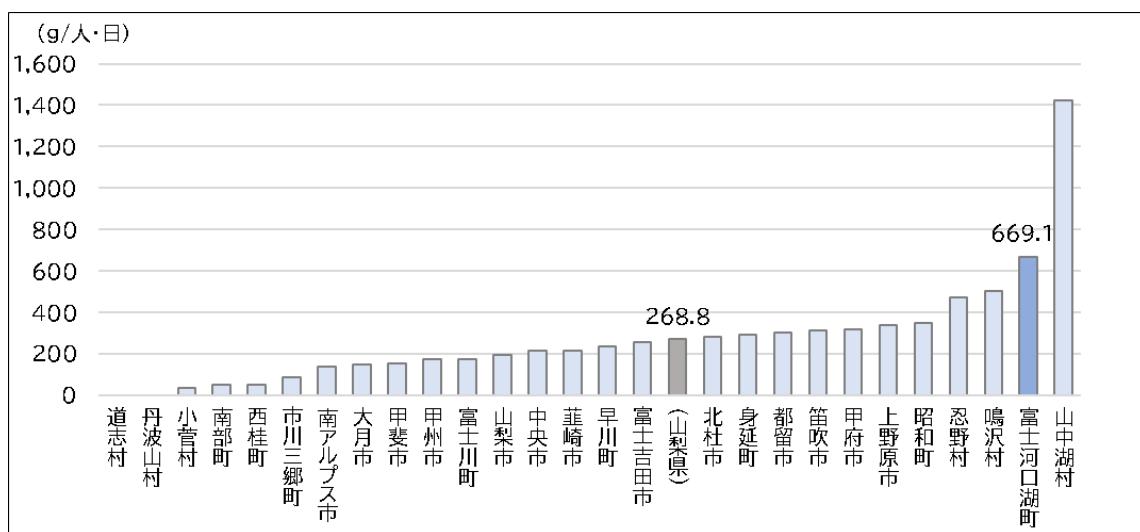


図2-14 1人1日当たり事業系ごみ排出量の市町村比較

## 第5節 ごみ処理の課題

### 1. 事業系ごみ

観光産業の振興に伴い近年事業系ごみが増加しており、今後も増加傾向が続くと想定されます。削減に向けて、事業者との協働や観光客への働きかけが必要です。また、効果的な減量施策及び啓発の推進のため、観光ごみの実態等を今後把握していく必要がります。

### 2. 生活系ごみ

生活系ごみは削減傾向にあるものの、引き続きごみ減量・資源化に向けた啓発等を実施していく必要があります。新聞・雑誌類の減少や容器包装の削減・軽量化などの社会的要因により資源ごみの発生量自体が今後減少していく可能性があり、民間事業者による資源回収も拡がっていることから、動向を注視しながら町全体で資源化を進めていく必要があります。

### 3. 収集・運搬体制

収集・運搬は現在の体制を継続しつつ、今後も安全かつ適正に運用できる体制について引き続き検討する必要があります。同時に、行政サービスとしての側面から、ごみ出しが困難な方に対する適切な支援制度等についても検討していく必要があります。

### 4. ごみ処理広域化に向けた検討

令和14年に新たな広域ごみ処理施設が稼働予定となっており、組合及び構成市町村との調整を進めている状況です。新たな処理体制を整備するため、引き続き組合及び構成市町村と連携を図ります。

また、施設稼働までの期間における町内施設の適切な維持管理、処理体制の確保が必要であるとともに、稼働後についても効率的な処理を進めるため、町内施設の活用を検討していく必要があります。

## 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 将来推計

#### 1. 将来人口

本計画では、富士河口湖町人口ビジョン(令和7年2月策定)における人口推計結果を採用しました。なお、推計人口は5年ごとの推計であるため、その間の人口については直線補完により算出しています。

上記により、本計画の最終目標年度である令和14年度の人口は26,085人と設定しました。

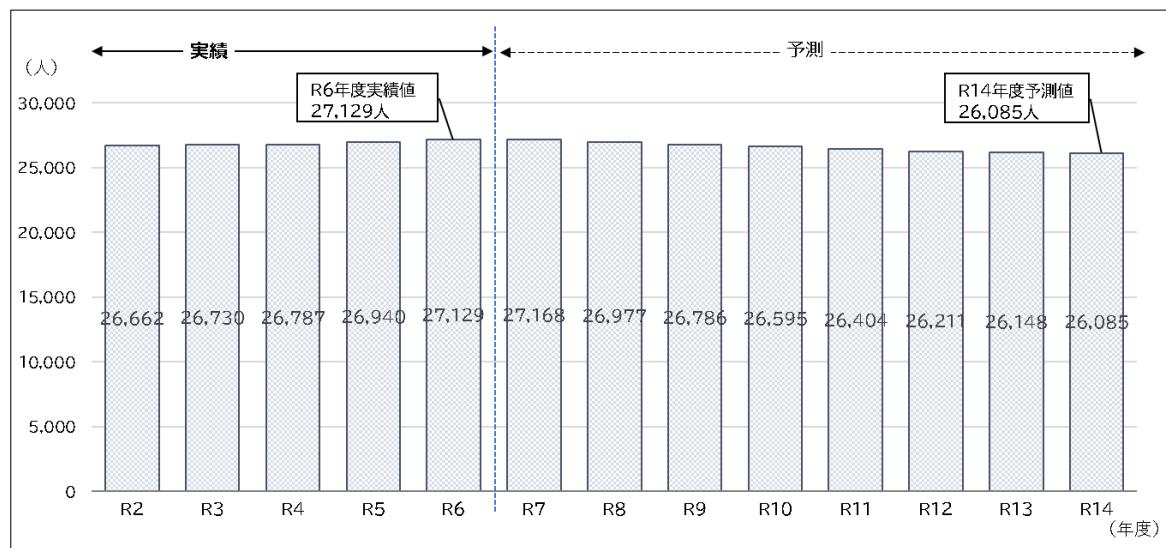


図3-1 将来人口推計

## 2. このまま推移した場合のごみ量推計

### (1) 推計方法

将来のごみ排出量は、これまでのごみ排出量実績に基づき、現在の施策をこのまま継続した場合のごみ排出量として推計しました。なお、トレンド予測に当たっては、将来の社会・経済動向やごみ量などを勘案して採用式を決定しています。

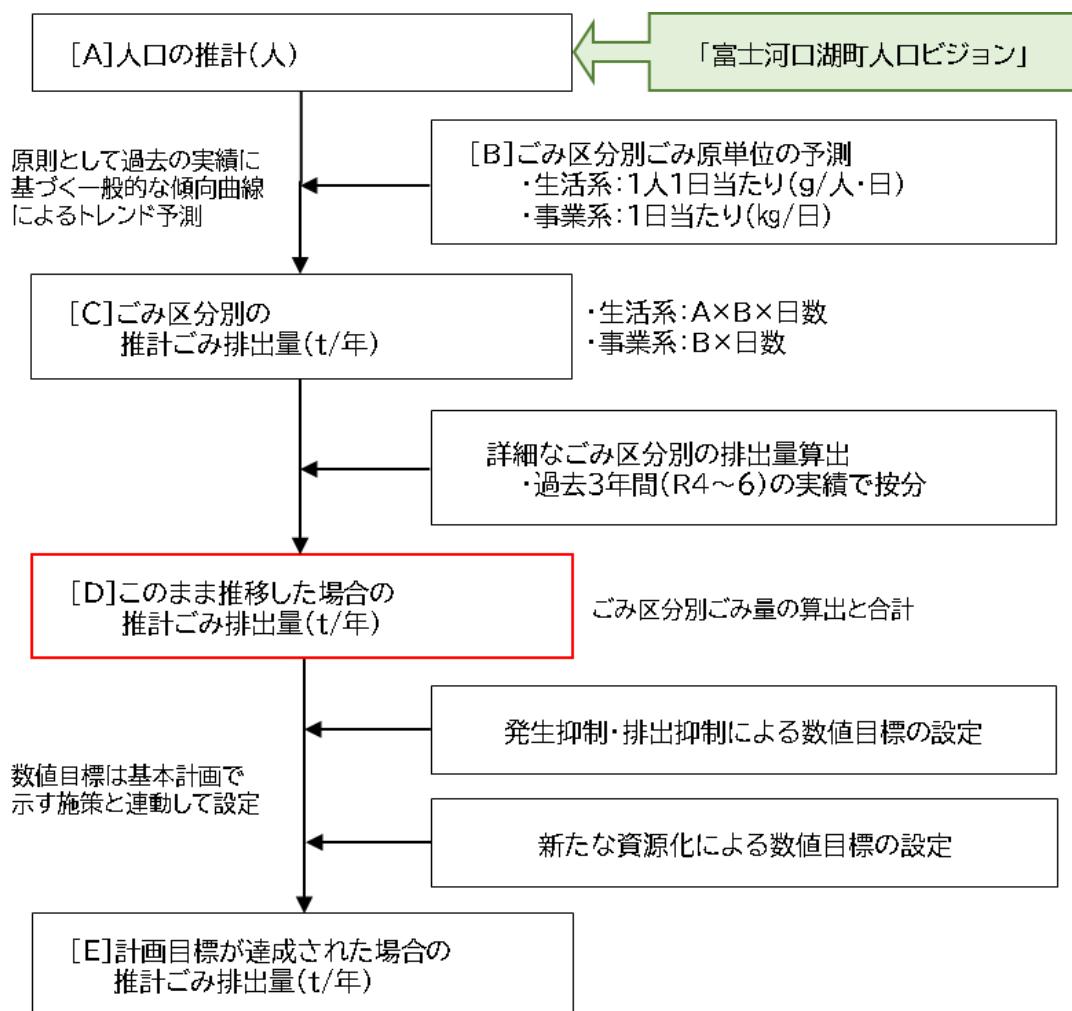


図3-2 ごみ排出量推計の方法

## (2)推計結果

推計結果は表3-1のとおりです。生活系ごみは減少し、事業系ごみは増加すると想定しており、目標年度である令和14年度における総ごみ排出量は13,452tの見込みとなっています。

表3-1 このまま推移した場合のごみ排出量の推計

年度 (t)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
生活系	6,074	6,158	6,094	6,046	5,970	5,910	5,852	5,840	5,798
可燃ごみ	4,931	4,914	4,858	4,816	4,750	4,699	4,649	4,636	4,599
不燃ごみ	297	398	395	393	390	387	384	384	382
粗大ごみ	652	654	652	651	647	644	641	643	642
資源ごみ	194	192	189	186	183	180	178	177	175
事業系	7,002	6,987	7,074	7,167	7,209	7,261	7,305	7,361	7,372
可燃ごみ	6,504	6,608	6,695	6,787	6,830	6,882	6,926	6,981	6,993
不燃ごみ	455	328	328	329	328	328	328	329	328
粗大ごみ	7	14	14	14	14	14	14	14	14
資源ごみ	36	37	37	37	37	37	37	37	37
ごみ排出量	13,076	13,145	13,168	13,213	13,179	13,171	13,157	13,201	13,170
集団回収量	318	314	308	304	297	292	288	285	282
総ごみ排出量	13,394	13,459	13,476	13,517	13,476	13,463	13,445	13,486	13,452

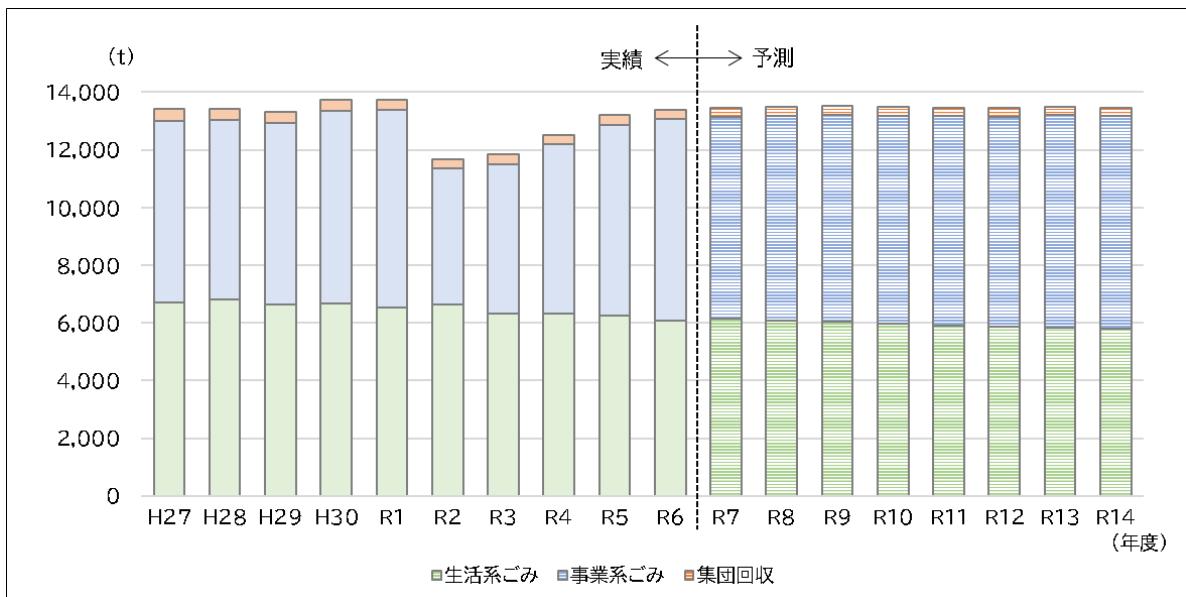


図3-3 ごみ排出量の推計

## 第2節 数値目標

### 1. 目標値の設定

本計画の目標項目は、国のごみ処理に関する計画・方針及び山梨県廃棄物総合計画に準じて以下のとおりとし、目標数値については、地域計画における令和10年度（目標年度）のごみの減量化目標と整合を図り設定しました。

既存施策の継続実施と併せて新たな取組を推進し、目標達成を目指します。

表3-2 本計画の目標

項目	【実績】 令和6年度	【目標】 令和14年度	令和6年度比
総ごみ排出量	13,394t	約11,780t	約12%削減
生活系ごみ	6,074t	約5,650t	約7%削減
事業系ごみ	7,002t	約5,820t	約17%削減
集団回収	318t	約310t	約3%減
再生利用率	14.8%	15%以上	—
最終処分量	1,386t	約830t	約40%削減
1人1日当たり 家庭系ごみ*排出量	594g/人・日	約540g/人・日	約9%削減
1人1日当たりごみ焼却量	1,150g/人・日	令和6年度水準を維持	

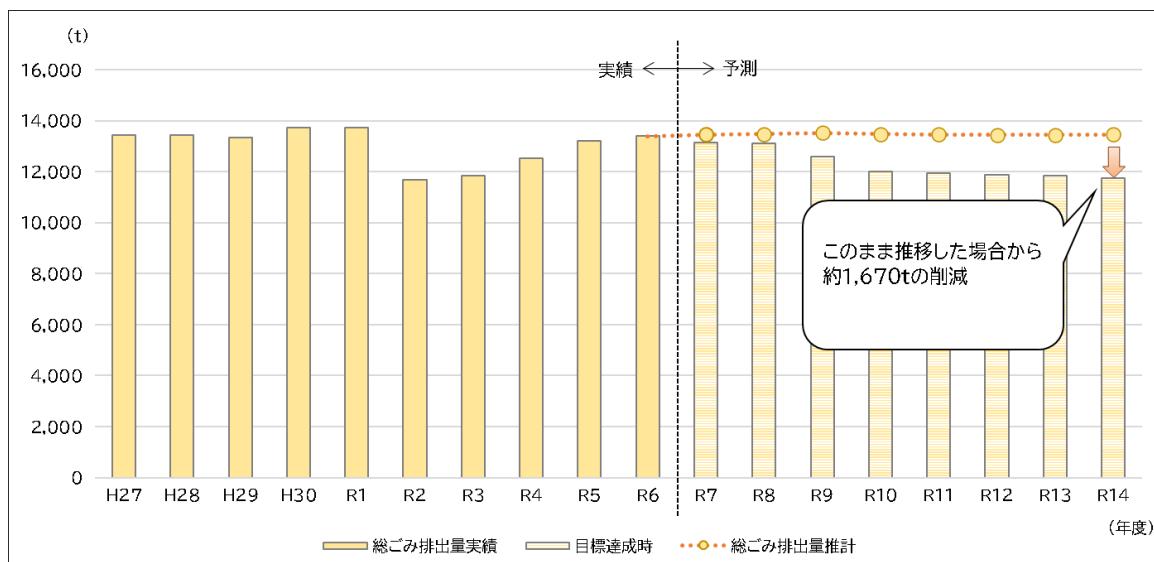
※家庭系ごみは、“資源ごみを除いた生活系ごみ”とする

なお、地域計画では、構成全市町村において、令和10年度（目標年度）までに生活系及び事業系の排出量原単位を、基準年度（本町の場合は平成24年度）と比較して約12%削減することを目標として設定しています。

## 2. 目標削減量

目標値を達成するためには、総ごみ排出量はこのまま推移した場合の排出量から約1,670tの削減が必要です。

このまま推移した場合、生活系ごみ排出量は減少し、事業系ごみ排出量は増加すると想定しているため、特に事業系ごみの削減に向けて重点的に取組む必要があります。



## (1)1人1日当たり家庭系ごみ排出量の削減

1人1日当たり家庭系ごみ量は、発生抑制・資源化の啓発等により、このまま推移した場合の排出量から約50gの削減を目指します。

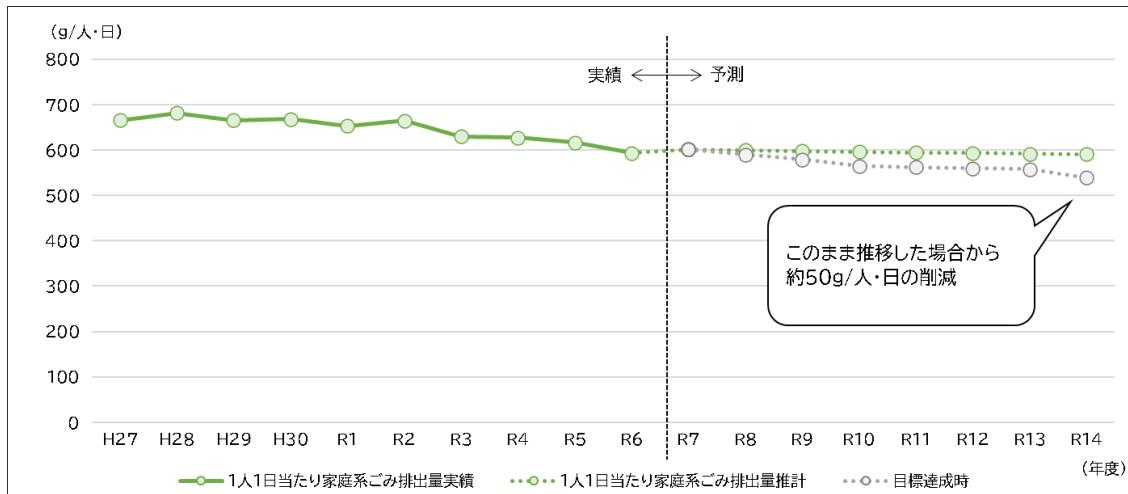


図3-5 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の目標推移

### ■削減に向けた取組例と削減量

#### «発生抑制の推進»

- ・包装や使い捨て品を断るなどライフスタイルの転換の促進 10g/人・日
- ・生ごみ・食品ロスの削減の推進 4g/人・日
- ・リユース等による家具類その他の削減の推進 2g/人・日

#### «資源化の促進»

- ・プラスチック等の資源化の促進 14g/人・日
- ・剪定枝の資源化 5g/人・日
- ・古紙・びん・缶などの分別排出の徹底 16g/人・日

## (2)事業系ごみ排出量の削減

目標達成のため、事業系ごみ排出量は、このまま推移した場合の排出量から約1,550tの削減が必要です。周辺市町村の動向及び社会情勢の変化を踏まえた手数料の見直しや分別排出の指導・徹底など、削減に向けた取組を推進します。

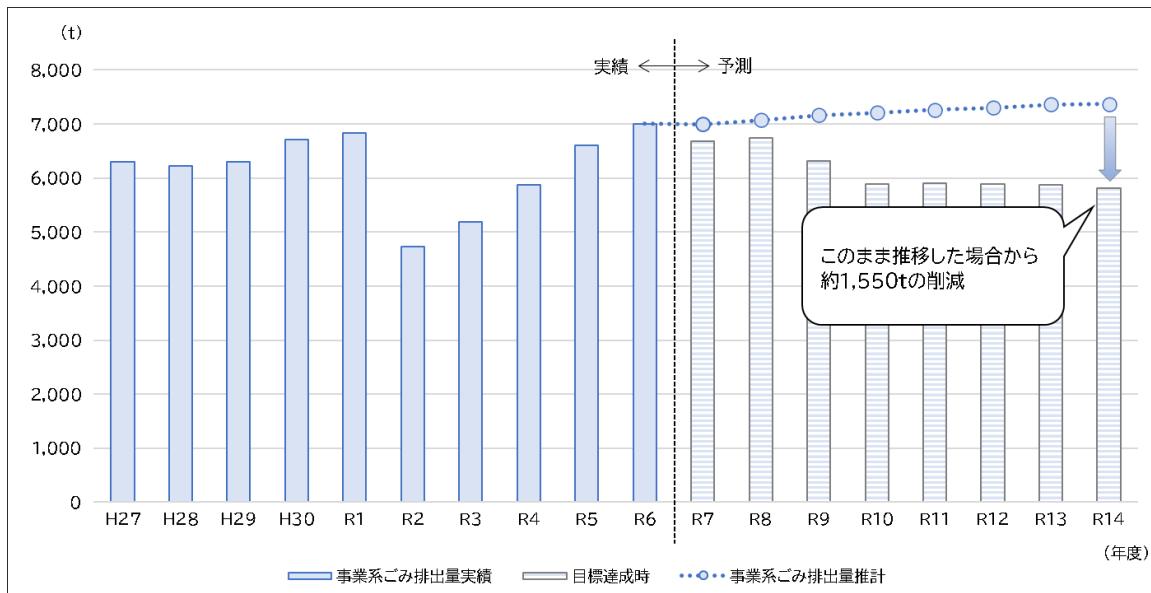


図3-6 事業系ごみ排出量の目標推移

### 事業系ごみ排出量の削減に向けた取組例と削減量

#### «発生抑制の推進»

- ごみ処理手数料の見直し 1,040t
- 産業廃棄物等の不適正搬入の防止に向けた指導 455t
- 古紙等の分別排出の徹底 55t

### 第3節 基本方針

将来目標の達成に向けて、以下の3つの基本方針に基づき、施策を展開します。

#### 基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

ごみを減らし、資源を有効活用するため、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）及びリサイクル（再生利用）の3Rについて引き続き推進していく必要があります。

ごみや環境に配慮した生活スタイル及び観光スタイルを定着させ、ごみ減量・資源化を一層推進します。また、既存ルートでの資源化を拡充させるほか、新たな資源化体制の構築を図ります。

#### 基本方針2 持続可能なごみ処理体制の構築

人口減少、高齢化や資源の多様化などの様々な社会課題に対応する収集体制の整備・検討を進めます。

また、将来的に安定したごみ処理体制を整備、維持するため、組合と連携を図るとともに、町内施設の適切な維持管理に努めます。

#### 基本方針3 地域一体となった取組の推進

本計画の目標達成のためには、町民や事業者の意識改革・取組の工夫が必要であると同時に、本町を訪れる方々の協力も不可欠です。伝わりやすい形での情報発信や啓発を実施し、町民・事業者・町の各主体が協働して、来訪者（観光客・滞在者）の理解・協力も得られるような施策を推進します。

## 第4節 目標達成に向けた施策

### 1. 施策の体系

#### 基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

(1) 発生抑制の推進

- ①. 生ごみ、食品ロスの削減
- ②. プラスチックごみ、その他の削減

(2) 分別・資源化の拡充

#### 基本方針2 持続可能なごみ処理体制の構築

(1) 安定的なごみ処理体制の構築

- ①. 効果的なごみ処理体制の構築
- ②. 災害への対応

(2) 適正な費用負担のあり方

#### 基本方針3 地域一体となった取組の推進

(1) ごみ排出量の実態把握、進捗管理の実施

(2) 情報発信の推進

- ①. 町民への働きかけ
- ②. 事業者への働きかけ
- ③. 来訪者への働きかけ

(3) 協働による地域活動の推進

図3-7 施策の体系

## 2. 施策の内容

### 基本方針1 ごみの減量・資源化の推進

#### 1-(1) 発生抑制の推進

生ごみの水切りや乾燥等によりさらなる減量効果が見込まれることや、食品ロスの削減がごみの発生抑制にもつながるため、生ごみや食品ロス削減の意識向上に向けた情報発信及び啓発を行います。家庭から出るごみだけでなく、事業系ごみについても、宿泊・飲食をはじめとする観光関連事業者等と連携した施策を展開します。

また、ごみ質調査結果から、可燃ごみ中には紙類及びプラスチック類が比較的多く含まれていることから、これらの削減に向けた啓発も行います。

#### ◆主な取組

##### ①生ごみ、食品ロスの削減

- ・3きり運動<sup>※1</sup>、3010運動<sup>※2</sup>等の推進
- ・食材使い切りレシピなどの紹介
- ・フードドライブ<sup>※3</sup>の実施・情報発信
- ・生ごみ処理機の普及促進、購入補助制度の実施
- ・POP、ステッカー、ポスター等の提供による取組事業者等への支援
- ・優良取組事例の公開

##### ②プラスチックごみ、その他の削減

- ・ペーパーレス化、簡易包装の要請・啓発
- ・詰め替え容器、再生品等の使用推奨
- ・マイバック・マイボトル、リユース食器等の利用推進
- ・宿泊施設のアメニティグッズの提供の工夫、簡素化
- ・ガイドブック・パンフレット等の電子化
- ・リユースセンターの利用促進

※1 買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみの水分を切る「水きり」を心掛けることで生ごみ、食品ロスを削減する取組。

※2 宴会時に乾杯後30分と終了前10分を、席を離れず食べ残しを減らすための時間に充てる取組。

※3 家庭で余った食料品を集め、必要としている方に届ける活動のこと。提供先は地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設など。

## 1-(2) 分別・資源化の拡充

資源化の一層の推進に向けて、分別出しやすい環境の整備や、既存の資源化ルートの拡充について検討します。また、新たな品目の資源化を目的としてリサイクル技術及び動向の調査や事業者等との調整を行い、収集・資源化体制の整備に向けた検討を行います。

### ◆主な取組

- ・事業系可燃ごみ資源化量の拡大に向けた検討・調整
- ・剪定枝の資源化の検討
- ・組合と連携した新たな処理・資源化体制の構築(プラスチックなど)
- ・リサイクルセンター、ステーション・BOXの充実
- ・宿泊ごみ、飲食ごみ用の分別ごみ箱の設置に向けた検討・働きかけ
- ・ごみ処理・リサイクル技術の動向調査

## 基本方針2 持続可能なごみ処理体制の構築

### 2-(1) 安定的なごみ処理体制の構築

ごみ処理に係る環境負荷低減のため、効率的な収集運搬体制の検討や処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、高齢者などごみ出しの支援を必要とする方を対象とした収集体制のあり方についても検討します。また、将来的に安定したごみ処理を行うため、組合と連携を図りながらごみ処理の広域化に向けた調整を進めます

災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、国や県、関係団体等との連携体制の構築について平時から検討するとともに、災害廃棄物対策に関する教育訓練や人材育成にも努めます。

#### ◆主な取組

##### ①効果的なごみ処理体制の構築

- ・収集運搬体制の効率化検討
- ・ごみ出しが困難な世帯等への収集支援制度の検討
- ・組合と連携した新たな分別区分及び処理システムの構築
- ・本町施設の適切な維持管理と処理体制の確保

##### ②災害への対応

- ・災害廃棄物処理体制の確立
- ・関係機関との連携強化
- ・仮置場の検討
- ・職員の訓練、広報等の検討

## 2-(2) 適正な費用負担のあり方

本町では、ごみの分別の徹底、減量化、街の美観、ごみの越境対策などを目的として、指定ごみ袋を導入しており、事業系ごみはごみ処理手数料を設定しています。

ごみ処理費用の負担の公平化を図り、ごみの発生抑制、資源の分別排出を一層推進するため、周辺市町村の動向や社会情勢の変化、ごみ処理の広域化に伴う体制の変化等を踏まえて、適正な費用負担制度のあり方について検討を進めます。

### ◆主な取組

- ・周辺自治体状況等を踏まえた適正な事業系ごみ処理手数料の見直しの検討
- ・町指定ごみ袋の仕様及び価格の見直しの検討

### 基本方針3 地域一体となった取組の推進

#### 3-(1) ごみ排出量の実態把握、進捗管理の実施

効果的なごみ削減施策の検討・実施に向けて、本町の生活系・事業系ごみの実態及び観光ごみの影響や推移などを、より具体的に把握するための調査手法について検討します。

##### ◆主な取組

- ・事業系ごみ許可業者収集量の詳細把握
- ・代表的な施設等における観光ごみの実態調査の検討

#### 3-(2) 情報発信の推進

ごみ処理の現状についての情報提供や、環境教育・啓発の充実により、町民、事業者の環境に対する意識をさらに醸成し、日常的な取組の実施につなげます。加えて、観光などで町を訪れた方に対しても本町の状況や取組について理解・協力いただけるよう、きめ細やかな発信を行っていきます。

##### ◆主な取組

###### ①町民への働きかけ

- ・排出マナーやルール、ごみ減量の具体的な取組についての情報提供
- ・広報誌、HP、SMS等多様な手法を活用した情報発信・啓発
- ・施設見学、出前授業等学校や地域における学習機会の創出

###### ②事業者への働きかけ

- ・事業系ごみパンフレットの作成・配布
- ・事業系一般廃棄物・産業廃棄物の区分・定義の周知徹底
- ・搬入施設における展開検査及び分別排出の指導、徹底
- ・資源化事業者等の情報提供

###### ③来訪者への働きかけ

- ・多言語、伝わりやすい表示等による情報発信
- ・Webページ・SNS啓発情報の積極発信
- ・他自治体等における観光ごみ対策事例の調査及び実施可能性の検討

### 3-(3) 協働による地域活動の推進

ごみの減量・資源化を進めるためには、町民、事業者、本町の連携が必要であると同時に、町を訪れた方の理解・協力も欠かせません。町民・事業者及び各団体等との意見交換を行いながら、複数の主体が協働して取組む体制、施策について検討します。また、本町においても職員が率先して環境に配慮した行動を心がけます。

#### ◆主な取組

- ・町民、事業者、来訪者等も交えた清掃活動、環境イベント等の実施
- ・不法投棄、ポイ捨て等の防止に向けた啓発・パトロール体制の強化
- ・地域の集団回収やフリーマーケット等の情報提供
- ・観光施設や町内イベント等における環境配慮力トラリー等の導入推進
- ・給水スポットの整備検討、マイボトル推奨店等の発信
- ・町内のペーパーレス化、グリーン購入の推進、清掃活動など町が率先して実施

### 3. 各主体の役割

計画の推進に向けて、町民・事業者・行政(本町)がそれぞれの役割を認識し主体的に行動するとともに、相互に連携して取組むことが重要です。各主体の役割を以下に示します。

#### 【町民の役割】

自らもごみの排出者であり、環境に負荷を与えていていることや、持続可能な社会づくり・循環型社会づくりの担い手であることを認識し、より環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図ります。また、町が実施する施策や地域のイベント等に積極的に参画します。

- ごみの発生抑制を意識した生活を心掛けます。
- 資源物の分別・リサイクルの徹底に努めます。
- 製品やサービスの購入時には環境に配慮したものを選択します。
- 環境学習や地域のイベント等に積極的に参画します。

#### 【事業者の役割】

事業活動に伴い排出されるごみの削減・資源化に向けて、自主的・積極的な取組を行います。また、製品や容器等が廃棄物となった後に適正な循環利用や処分につながるような設計や製造・販売の工夫及び必要な情報の提供等に努めます。

町民と同様に、町が実施する施策や地域のイベント等に積極的に参画し協力します。

- 製造から流通、販売に至る過程において、廃棄物の発生抑制に努めます。
- 排出する廃棄物の適正な処理及び資源化に努めます。
- グリーン購入や環境管理システム(ISO14001 等)の導入など、環境に配慮した事業活動の展開に努めます。
- 町の施策等に協力し、町や消費者等への適切な情報提供などを行います。
- 地域社会の一員として地域活動に積極的に参画します。

### 【行政(本町)の役割】

町内のごみの排出状況等を把握するとともに、適切に啓発や情報提供、教育等を行うことで町民、事業者、町を訪れた方の意識改革を促し、ごみ減量等の取組を促進します。将来にわたり安定的・効率的なごみ処理体制を確保し、資源化及び適正処理を推進します。

- ごみの減量・リサイクルの推進のための施策を検討、推進します。
- ごみの排出状況を適切に把握し、発生抑制・資源化に関する啓発や情報提供、環境学習等を推進します。
- 物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入を奨励します。
- 町民及び事業者の主体的な取組を推進、支援します。
- 災害時に災害廃棄物の処理が円滑に行えるよう関連団体等と平時から連携し、体制を構築します。
- ごみ処理の広域化に向けて、組合等と連携を図ります。